

じゅんかん わかやま

会報

VOL. 47

2022年新春号



癒しの県 和歌山



一般社団法人
和歌山県産業資源循環協会

目 次

| | |
|--|----------------|
| 1 ごあいさつ | |
| ① 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会会長 | 松田 美代子 2 |
| ② 和歌山県知事 | 仁坂 吉伸 3 |
| ③ 和歌山市長 | 尾花 正啓 4 |
| ④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課長 | 中峰 恵也 5 |
| 2 行政ニュース | |
| ① 和歌山県ごみの散乱防止強化月間を中心とした県の取組紹介 | 6 |
| ② 建築物等の解体・補修作業等におけるアスベストの事前調査結果の報告が 義務化されます（令和4年4月1日から） | 9 |
| ③ ノロウイルス食中毒・感染症の予防について | 14 |
| ④ 女性活躍企業同盟 参加企業・団体を随時募集中 | 15 |
| ⑤ わかやま結婚・子育て応援企業同盟 参加企業募集中 | 16 |
| ⑥ 労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！ | 17 |
| 3 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会理事会 | |
| 令和3年度第2回・第3回理事会 | 19 |
| 4 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動 | |
| ① 安全衛生活動事業 | 20 |
| ② 収集運搬部会 | 32 |
| ③ 電子マニフェスト操作体験研修会 | 34 |
| ④ 青年部会活動 | 35 |
| 5 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係 | |
| ① 会議報告 | 36 |
| 6 事務局だより・情報コーナー | |
| ① 松田美代子会長インタビュー（INDUST 7月号より） | 37 |
| ② 県知事表彰について | 39 |
| ③ 産業廃棄物処理業の景況動向調査（ご協力のお願い） | 40 |
| ④ 令和3年度安全衛生活動の現状調査について | 41 |
| ⑤ 災害廃棄物処理に対する取り組み | 42 |
| ⑥ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会 | 43 |
| ⑦ 許可期限のお知らせ | 45 |
| ⑧ 会員ニュース | 46 |
| ⑨ 新入会員の紹介 | 47 |
| ⑩ 協会への入会の勧誘 | 48 |
| ⑪ 建設業の経営事項審査の加点対象について | 49 |
| ⑫ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い | 50 |
| ⑬ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について | 51 |
| 7 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の令和3年主要事業・行事 | 62 |
| 8 編集後記 | 64 |

新年のごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

会長 松田 美代子

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えになられたことと心からお慶びを申し上げます。

また、平素は和歌山県産業資源循環協会に対し、大きなご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

昨年7月に熱海市で発生した土石流災害により多くの方々が犠牲になられました。

ご遺族と被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げ1日も早い復興復旧されます事を心から期待申し上げます。

この様なことが二度と起こらないよう全国で調査が行われているとの事です。

私たちの産業廃棄物処理業界では、災害廃棄物処理をすみやかに効率よく処理できるよう、環境省と和歌山県の指導のもと様々な演習や勉強会に参加をし、お互いに顔の見える関係となれます様これからも努力してまいります。

一昨年から続くコロナ禍により多くの行事、会合が中止されてきました。今後は第6波にも備えつつ、経済が元通り復活することを期待しております。

また、私たちは平成16年から労働災害の減少に取り組んでまいりました。

今、私たちを取り巻く業界のみならず、多くの業種で人手不足がささやかれている中、労働災害が多発する危険な業界というイメージがあると、優秀な人材を確保することは非常に難しいのが現状です。

そこで、全国産業資源循環連合会では、健全で優良な業界体制づくりを目指し、第2次労働災害防止計画を策定いたしました。令和2年から令和4年までの3年間において、労働災害による死傷者数を数値で目標として設定することで、「見える化」をはかり、平成24年から26年の過去の実績平均に比べて、全都道府県において20%以上の減少を目指します。

この計画の中で、安全衛生規程の作成をお願いしております。安全衛生規程は私たち事業主が従業員の安全を守るために事項が網羅されているとても大事な規程です。連合会のホームページではみなさまの参考になるよう安全衛生規程の一例を見て頂くことができますので、ぜひ作成の参考にご利用ください。

本年も引き続き、労働災害防止活動の強化、自然災害による災害廃棄物の処理技能の向上、そして法改正に伴う適正処理の研修に重点を置いた事業を展開してまいります。各研修会には全会員が参加されるよう期待しております。

結びに当たり、会員の皆様のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げ、新年のあいさつと致します。

2022.1

新年のごあいさつ



和歌山県知事 仁坂吉伸

あけましておめでとうございます。

謹んで県民の皆さんに新春のお慶びを申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波が何度も打ち寄せ、そのたびに医療崩壊の危機にさらされました。本県でも、一時は県民の皆さんに行動自粛をお願いせざるを得ない状況となりましたが、保健医療行政による感染の抑え込みに全力を尽くすことにより、感染者の全員入院について最後まで堅持することができました。

改めて、献身的に御協力くださった医療従事者の皆さんをはじめ、安全に配慮しつつ事業を継続くださった皆さん、安全な生活・安全な外出を心がけてくださった全ての県民の皆さんに、深く感謝を申し上げます。

また、コロナ禍の長期化により社会の閉塞感が高まる一方で、東京2020オリンピック・パラリンピックで、アスリートの皆さんのが力の限りを尽くして競技に臨む姿が、日本中に感動を与える、コロナ禍で沈みがちな気分を晴らしてくれました。県内でも、多くの方々を迎えて「紀の国わかやま総文2021」、「紀の国わかやま文化祭2021」を開催し、「文化の咲き誇る和歌山」を実感することができました。

今、世界を見ると、DX(デジタルトランスフォーメーション)が加速度的に進むなど、コロナ禍を契機として人々の働き方、暮らし方は、大きく変わってきています。また、ワクチン接種が進み、世界経済も回復基調にあり、ようやくコロナ禍を脱出する兆しが見えつつあります。

こうした状況の中、地域経済を支え、成長させるためには、この機を逃すことなく、新たな施策を展開し、ポストコロナ時代に挑み、和歌山を力強く飛躍させなければなりません。

そのため、本年は、「DX和歌山」の実現に向けた取組を進めてまいります。産業界への一貫した支援を行うとともに、県庁内にDX本部を立ち上げ、県内市町村を含む行政のあらゆる分野において、DXを強力に推進します。また、テレワークの普及などによる地方分散の流れを追い風に、「個人移住」、「農林水産業の担い手としての移住」、「企業誘致に伴う移住」及び「転職なき移住」の4方面をターゲットとして、和歌山へ人と企業を呼び込みます。

さらに、IRの誘致など、新しい産業に関する取組についても引き続き積極的に行ってまいります。

そして何より大事なのは、飛躍の基盤である県民の皆さんの暮らしと経済を守ることです。今後も保健医療行政の懸命の努力により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を徹底的に防ぐとともに、コロナ禍で甚大な影響を受けた産業への事業継続支援などに取り組みます。

折しも本年は、串本町の日本初の民間小型ロケット発射場で、小型ロケット「カイロス(KA IROS)」の初打ち上げを迎える予定です。本年が和歌山県にとっても新たな世界へと飛躍を遂げる希望の年となるよう、引き続き全力を尽くしてまいります。

この一年が、皆さんにとって幸ある年となりますことをお祈り申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

2022.1

新年のごあいさつ



和歌山市長 尾花正啓

新年あけましておめでとうございます。一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様が健やかに新年を迎えることを心よりお慶び申し上げます。

日頃より、廃棄物の適正処理の推進や資源循環の促進にご尽力いただいていることに加え、各種講習会の開催や不法投棄防止巡回パトロール、海上パトロール等に取り組んでいただいていることに心から感謝申し上げます。またコロナ禍において、廃棄物処理事業は国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のために不可欠な業務として位置づけられており、貴協会の皆様には、安定的な業務を継続してくださり、誠にありがとうございます。引き続き廃棄物処理業務を遂行していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

昨年開催されました「紀の国わかやま文化祭2021」では本市において、和歌山城ホールの開館をはじめとする城前広場の整備、第53回紀州おどり「ぶんだら節」の開催などを通じて、様々な文化の交流が行われました。この大会により、市民の皆様一人ひとりが文化活動に参加し、他者への発信や協働を通じて地域社会全体を活性化することで、「元気な和歌山」を実現することができたと実感しております。ご協力を賜りました会員の皆様はじめ多くの市民の方々、各種団体や企業の方々に改めて深くお礼申し上げます。

さて、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている中「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月から施行されます。これは、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じようとするものです。本市では、SDGs推進に関する官民連携協定を締結し、海洋プラスチックごみ問題を広く知っていただくため、加太、和歌浦地区の沿岸などで啓発活動を行っています。中でも次世代への取り組みとして、和歌山市内の小学校でプラスチックごみ問題等を題材とした授業プログラムを実施するなど、地域や社会の課題解決の視点で検証を行いながら、市全域の活動に広げていけるよう検討を進めています。貴協会の皆様におかれましては、引き続き循環型社会の形成にご助力をいただき、今後も本市の環境行政にご理解とご協力を賜り、住みたいと選ばれる魅力あるまちづくりの支えとなっていただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の皆様の益々のご発展と、本年が皆様にとって更なる飛躍の年となるよう祈念しまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

2022.1

新年のごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 中 峰 恵 也

新年、あけましておめでとうございます。

令和4年の年頭に当たり、皆様におかれましては、清々しい新春を迎えられましたことと心からお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素より産業廃棄物の適正処理の推進に努められるとともに、不法投棄防止巡回パトロールや廃棄物の撤去活動等の地域社会の環境保全活動に大きく寄与されておりますことに、心から敬意を表する次第であります。

さて、和歌山県警察では昨年10月末現在、廃棄物処理法違反で66件、82人（前年同期比-7件、±0人）を検挙していますが、その内訳は一般廃棄物にかかる事件で49件56人、産業廃棄物にかかる事件で17件26人の検挙となっており、依然として環境犯罪の多発がうかがわれる状況にあります。

不法投棄・焼却事犯に代表される環境犯罪は、一度発生すれば自然環境を破壊して取り返しつかないダメージを与えるとともに、県民の生活や健康に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、未然防止はもちろん、早期把握、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要です。

県警察といたしましては、これまでと同様に、県民の健康に重大な被害を及ぼす事犯、著しく環境を破壊する事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯を中心に、各種取締りを強化してまいります。

また、効果的な広報・啓発活動に努め、「総合的な環境保全対策」を推進し、紀の国環境モニター（民間ボランティア）を始めとする関係機関と連携しながら和歌山の豊かな自然を保全し、民間生活の安全・安心を守るための取組を一層推進いたします。

貴協会の益々のご発展と皆様方のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

2 行政ニュース

2-① 和歌山県ごみの散乱防止強化月間を中心とした県の取組紹介

令和2年4月「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」が一部施行され、同年10月に全面施行されたことから、和歌山県では今年度から10月を「ごみの散乱防止強化月間」に設定し、この期間に関係自治体、県庁内や企業団体と積極的な取組を実施、県民に対してより一層条例に対する意識向上を促し、ごみの散乱防止に努めることとした。

月間中の取組は、1監視、取締の強化、2撤去清掃活動、3啓発活動の三つを柱とし、次のような活動を実施しました。

1 監視、取締の強化

(1) 通報協力依頼

各種団体を通じてチラシ配布、機関紙への掲載による不法投棄通報の呼び掛け

(2) 監視パトロール

環境監視員によるごみ散乱多発場所における重点パトロール

保健所と管内市町村の合同監視パトロール

漁業取締船による海上からの監視パトロール

廃棄物指導室、保健所合同で解体工事現場立入検査

2 撤去清掃活動

大規模不法投棄場所における廃棄物撤去活動（新宮市内） 写真①

わかやまごみゼロ活動応援制度登録団体による清掃活動

和歌山市主催のおもてなし大清掃（10月3日開催） 写真②

3 啓発活動

JR和歌山駅での街頭啓発 写真③

釣り人のマナー向上のための啓発活動（加太漁港、田ノ浦漁協） 写真④

県税事務所及び警察署と合同での路上啓発活動（軽油抜取路上検査時に実施）写真⑤

県管理道に設置されている電光掲示板による周知 写真⑥

各県立学校におけるごみの散乱防止にかかる啓発活動 写真⑦

また、11月15日には県と海上保安庁海南海上保安署と合同で海上パトロールを実施しました。 写真⑧

このように和歌山県では、陸上でのごみの散乱を防止し海洋ごみ問題解決のため、また県民にとって健康で文化的な生活の構築に向けた取組を引き続き行っていますので、各会員の皆様の御協力を今後ともよろしくお願ひします。



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧

2-② 建築物等の解体・補修作業等におけるアスベストの事前調査結果の報告が義務化されます（令和4年4月1日から）

和歌山県環境管理課

◆ アスベストとはどんなもの

アスベスト（石綿）は天然の鉱物で、熱や摩擦に強いという特徴があり、アスベストを用いた製品は、その耐火性能の高さ等から建築物や工作物に多用されました。

しかし、飛散したアスベストを吸引することで肺がんや中皮腫を発症する発がん性が社会問題となり、現在では、新たなアスベスト製品の製造・使用等は禁止されています。

◆ 事前調査結果の報告が義務化されます（令和4年4月から）

令和4年4月1日から、建築物等の解体・補修作業等を行う前にアスベスト含有建材の有無を調査する「事前調査」結果の知事への報告（ただし、和歌山市内の解体・補修作業等にあっては市長に報告）が義務化されます。（アスベスト含有の有無にかかわらず必要です。）

なお、事前調査結果の報告は、原則、石綿事前調査結果報告システムにより報告をお願いします。（別添の環境省パンフレットを御参照ください）

さらに、令和5年10月1日からは、建築物の事前調査において、資格者等による事前調査の実施が義務づけられます。（事前調査の信頼性の確保のため。）

◆ アスベストを含む建材を使用した建物を解体する際には

建築物等の解体等作業を行う際ににおいて、対象建築物にアスベスト含有建材がある場合は、大気汚染防止法に定められている作業基準を遵守の上、飛散防止対策の徹底をお願いします。

建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。
※「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。

gBizID

<https://gbiz-id.go.jp>



石綿事前調査結果報告システム

(システムは令和4年4月1日までに公開予定です。公開されるまでの間は石綿事前調査結果報告制度の説明ページに自動転送されます)

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。



環境省
Ministry of the Environment

水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
TEL03-3581-3351（代表）内線6536 FAX03-3580-7173
<http://www.env.go.jp/>

事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事^{※1}であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m²以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事^{※1}であって、当該作業の請負代金の合計額^{※2}が100万円以上であるもの
- ③ 工作物^{※3}を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事^{※1}であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

※1 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

※2 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まれませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※3 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等^{※4}に依頼する必要があります。【令和5年10月1日～】^{※5}

- ①一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ②特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※6}

※4 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※5 令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望まれます。

※6 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」をご参照ください。

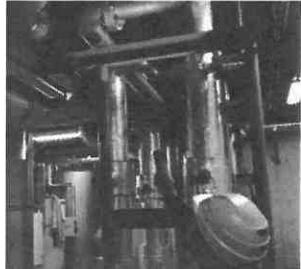
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

石綿（アスベスト）関連規制が改正されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際^{*1}は、資格者等による事前調査^{*2}の実施が義務付けられます。



事前調査を行うことができる者



- ①特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ②一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{*3}
- ④令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

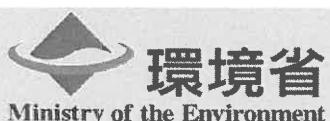
資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。

※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかつた場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすことになります。

※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。



水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL03-3581-3351（代表）内線6536 FAX03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>

資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

登録講習機関（令和3年7月現在）

- ◆（一社）日本環境衛生センター
- ◆（一社）環境科学対策センター
- ◆建設業労働災害防止協会
- ◆（一社）日本石綿講習センター
- ◆中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆（一社）茨城労働基準協会連合会
- ◆（一社）三重労働基準協会連合会
- ◆（公社）石川県労働基準協会連合会
- ◆（公社）東京労働基準協会連合会
- ◆（一社）企業環境リスク解決機構
- ◆建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆（株）安全教育センター
- ◆建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆（公社）岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



講習内容

| 種別 | 講習内容 | 受講資格 |
|----------|-------------------------|--------------------------------|
| 特定調査者 | 講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験 | 一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等 |
| 一般調査者 | 講義（11時間）、筆記試験 | 石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等 |
| 一戸建て等調査者 | 講義（7時間）、筆記試験 | 一般調査者と同じ |

■ 講習のスケジュールはそれぞれの講習登録機関のウェブサイトを参照してください

注意点

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないものののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。

2-③ ノロウイルス食中毒・感染症の予防について

ノロウイルス食中毒について

ノロウイルス食中毒は、一年中を通じて発生はみられますが、11月ぐらいから発生件数は増加しはじめ、12月～翌年1月が発生のピークになる傾向があります。感染すると1～2日後に激しい吐き気やおう吐、下痢、腹痛、発熱が生じます。

予防のポイント

- 1 十分に加熱すればウイルスをやっつけることができます。
食品の中心までしっかり加熱（中心温度85～90℃で90秒間以上）しましょう。また、使用した調理器具も熱湯又は塩素系漂白剤で消毒しましょう。
- 2 石けんで手をよく洗いましょう。
トイレの後、調理をする際、食事の前は、必ず石けんで手を洗いましょう。手洗いの後、使用するタオルは清潔なものを使用しましょう。
- 3 おう吐物を処理する際は、注意しましょう。
おう吐物に含まれるウイルスが手などを介して感染してしまう可能性があります。直接手で触れないよう、使い捨ての手袋などを使って取り除きましょう。取り除いたあとは、塩素系漂白剤で消毒し、処理後は、よく手を洗いましょう。

ノロウイルス食中毒注意報発令について

- ◎ 食品事業者及び消費者に対して、食品の取扱いに一層の注意を促すことにより、食中毒の発生を未然に防止することを目的として、昨年度から、ノロウイルスによる食中毒の発生が予測される場合にノロウイルス食中毒注意報を発令しています。
- ◎ 発令の際は、食の安全・安心わかやまメールマガジンや防災わかやまメールによる配信、和歌山放送のラジオスポット放送、県ホームページへの掲載によりお知らせします。

食の安全・安心わかやまメールマガジン

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/communication/mailmagazin.html>

県ホームページ「食の安全・安心わかやま」

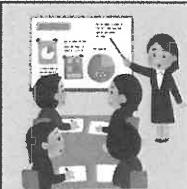
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/d00155985.html>



女性活躍企業同盟

参加企業・団体を随時募集中!!

参加の4大メリット



自社で役立つ「女性活躍セミナー」に
無料で参加できます！



同盟交流会で異業種の方と出会える
機会があります！



県就職情報誌や
HP等で、同盟に参
加していることを
PRします！



女性活躍の優れた
取組を行う企業・団
体、その従業員を
表彰します！

ご希望の事業者様には、出張説明いたします。

同盟の活動内容、申込書は、「女性活躍企業同盟」で検索が可能です。

女性活躍企業同盟 検索



お申込み・お問い合わせは

和歌山県 青少年・男女共同参画課 住所 〒640-8585
TEL073-441-2510 和歌山市小松原通一丁目1番地
お気軽にお問合せください。

参加企業募集中

わかやま結婚・子育て 応援企業同盟



目的

- 社会全体で子育てする仕組みの充実
- 結婚や子育てについての社会気運の醸成

同盟参加メリット

- 結婚・子育て支援に取り組んでいる企業として人材確保につながります
- 取組事例紹介冊子を作成の上、県内の大学・高校等に配布します
- 職場改革につながるセミナーや出前講座等に参加できます

参加企業の声

- 冊子は職員や職員の家族に好評でした。企業ガイダンスで利用する予定です
- セミナーに参加して、来年復帰予定の社員を受け入れる側として大変参考になった。また他社の取組を知ることができてよかったです
- 出前講座に参加して、自分自身の意識改革につながった。また新たな知識を得られた

申込方法

申込書に必要事項をご記入の上、下記までご郵送又はメール送信ください。

<郵送・お問い合わせ先>

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

子ども未来課 子育て支援班 あて

TEL 073-441-2492

FAX 073-441-2491

E-mail e0402003@pref.wakayama.lg.jp

わかやま結婚・子育て応援企業同盟



紹介冊子・参加企業の証



セミナーの様子



出前講座の様子

2-⑥ 労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます!

＼中小企業の事業主の皆さん／

労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和4年
4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

| 代表的な言動の6つの類型 | 該当すると考えられる例 |
|---|---|
| 1 身体的な攻撃 暴行・傷害 | ●殴打、足蹴りを行う。 ●相手に物を投げつける。 |
| 2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言 | ●人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ●業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う。 |
| 3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視 | ●1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。 |
| 4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害 | ●新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかつたことに対し厳しく叱責する。 |
| 5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を与えないこと | ●管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ●気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。 |
| 6 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること | ●労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。 |

※個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。

また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。



都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講すべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

| | |
|----------------------------|--|
| 事業主の方針等の明確化および周知・啓発 | ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること |
| 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 | ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようすること |
| 職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応 | ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も含む) |
| 併せて講すべき措置 | ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。 |

職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、一元的に相談に応じることのできる体制を整備すること
- 職場におけるパワーハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための取り組みを行うこと（コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等）
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても同様の方針を併せて示すこと
 - ・他の事業主が雇用する労働者　・就職活動中の学生等の求職者
 - ・労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）
- カスタマーハラスメントに関し以下の取り組みを行うこと
 - ・相談体制の整備
 - ・被害者への配慮のための取り組み
(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
 - ・被害防止のための取り組み（マニュアルの作成や研修の実施等）

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

都道府県労働局雇用環境・均等部（室） <https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



社内の体制整備に活用できる情報・資料

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料
厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
- ポータルサイト「あかるい職場応援団」
職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

職場におけるハラスメント防止のために 検索



あかるい職場応援団 HP 検索



3 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

◆令和3年度第2回理事会及び常任理事会

開催日：令和3年8月19日（木）

場 所：酒直ビル3F 会議室

（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①新入会員及び退会会員承認の件について

②会報の発行について

③安全衛生活動事業について

④行政懇話会の議題について

⑤第5回親睦ゴルフコンペの開催について

⑥電子マニフェスト操作体験研修会の開催について

⑦次回理事会の開催日程について

⑧その他

について協議のほか、12件の報告がありました。



◆令和3年度第3回理事会及び常任理事会

開催日：令和3年11月24日（水）

場 所：酒直ビル3F 会議室

（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①全産連新年賀詞交歓会（1月14日 明治記念館）について

②新規正会員・賛助会員の勧誘促進について

③新入会員及び退会会員承認の件について

④支部研修会の開催及び日程について

⑤優良事業所表彰の割り当てについて

⑥県外視察研修会の開催について

⑦会報の発行について

⑧事務局の年末年始の業務について

⑨次回理事会の開催日程について

⑩その他



について協議のほか、11件の報告がありました。

4 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

4-① 安全衛生活動事業

安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、令和3年度リスクアセスメント推進研修会及び相互安全衛生パトロールを実施しました。

(1) 令和3年度リスクアセスメント推進研修会

開催日時：令和3年10月14日（木）13：30～16：30

開催場所：和歌山商工会議所4階 大会議室

講 師：一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 安全衛生促進委員

　　峯尾 登氏、柏木 清次氏、瀧本 利生氏、酒本 吉伸氏

参加者数：45名（内会員外11名）

研修内容：事業場内におけるリスク（危険性又は有害性）を事前に把握（調査・評価：アセスメント）し、そのリスクを除去することで職場内を安全かつ快適なものにしようとするもので、リスクアセスメントの実施方法について講義を受け、実務演習を行いました。

○講義1 …… 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性

○講義2 …… リスクアセスメントの基本と実施に向けて

○実務演習 … リスクアセスメントの体験（廃棄物処理現場のリスク見積り）

(2) 相互安全衛生パトロール

令和3年10月27日に和歌山支部3事業所、11月9日に御坊・田辺支部2事業所のあわせて5事業所の中間処理施設等で実施し、労働基準監督署安全衛生課長、労働安全アドバイザー及び協会の安全衛生促進委員から、現場施設の管理及び作業等に関する注意点等の指導を受けました。その中で、良かった点・検討を要する点を紹介します。

◇良かった点

- ・缶、瓶の分別作業は切創防止用の手袋を使用していました。引き続きお願いします。
- ・作業場床が綺麗にされ、資材等も整然とおかれています。
- ・全体的に整理整頓ができて、全員ヘルメット着用できていました。重機・リフトの定期自主検査済みステッカーがありました。
- ・道工具類や吊り用ワイヤーが整然と整理されていました。
- ・プレス機稼働時に警報音があり、注意喚起に有効でした。
- ・取り扱い禁止札が整備されていました。使用ルールの徹底をお願いします。他社では、電源スイッチに禁止札が掛けられているにも関わらず同僚がスイッチを入れた怖い事例もありました。
- ・職場は良く整理整頓されていました。

- ・ヤード内、出入口とも整理整頓されていました。

◇改善を検討して欲しい点

- ・リフト作業・狭い作業場でフォークリフトの運転が危険だと思います。また、稼働しているフォークリフトへの接触、衝突の危険があります。作業員は近づかないと思っているかもしれません、災害とはそのような場合でも発生しています。
- ・フォークリフト走行範囲内への立ち入り禁止ルールづくりをお願いします。
- ・フォークリフト走行時の警報音、警報ランプ等設置の検討をお願いします。
- ・油混じりの床なので、転倒・躓きがあるので、きれいに清掃してください。
- ・プレス機械下部に入ることもあるので、作業者にはヘルメットを着用させてください。作業場全体の整理整頓が必要と思います。
- ・埋込ピットの車輪止めが必要と思います。
- ・汚泥分離槽のような開口部は転落の危険があります。関係者以外も含め作業場内に立ち入ることができる場合、槽を使用していない間は、転落防止用の柵などの設置などの対策が必要です。
- ・壁に掛けられている支えの単管が1本だけなので、危険と思われます。
- ・機械設備や玉掛ワイヤーロープ等について、使用できる物と使用できない物の整理をしてください。また、設備に付いている安全装置、カバー等が有効であるか点検し、不備があれば補修してください。
- ・フレコンバッグを吊り上げる場合には、移動式クレーンを使用するようにしてください。
- ・吊り用ワイヤーの状態が気になりました、大きな素線切れは無いようですがキンクしているワイヤーの強度が気になりました。ワイヤーの切断は大事故につながります。定期的な点検をお願いします。
- ・プレスした時の破片等飛散対策、防護眼鏡の着用が必要と思います。
- ・プレス機前面に転落防止対策をしてください。プレス機の奥の通路を、もう少し明確にしてください。
- ・ギロチン押し出し機械周辺について、労働者が通路以外のところを通行しないように周知してください。
- ・フォークリフトや天井クレーンの走行範囲に解体等の作業場があります。走行時の退避などのルールの徹底をお願いします。
- ・事業場内で使用されているフォークリフト1台につき、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼付してください。特自検を実施していない場合には速やかに実施してください。
- ・建屋2階スペースを荷物置場等として使用する場合には、墜落防止の観点から手すり等を設置してください。

- ・事業場建屋内の天井クレーンの操作ボタンの表示について、誤操作を防止する観点から、操作者が方位を確認できる表示（東西南北）を、クレーン操作者の見える位置に行ってください。
- ・アーク溶接時には屋内・屋外に関わらず適切な呼吸用保護具（防じんマスク）を作業者に着用させること。なお、アーク溶接にかかる令和3年の法改正に留意してください。
- ・フォークリフト、重機使用時は立ち入り者への接触、衝突のリスクがあります。稼働周囲への立ち入り禁止（歩行者専用通路の区画など）の徹底をお願いします。
- ・循環槽（水槽内の温度を下げるためにマンホールを常時開放している箇所）につき、周囲を手すりで囲う等、墜落防止措置を講じてください。その他のマンホールで随時開放する箇所に関しても、開放作業時には墜落制止用器具を使用する（フックをかける）等の墜落防止措置を講じてください。
- ・温度を下げるためシャッターを開放している箇所は、シャッター付近の一定範囲を立ち入り禁止にし、シャッターの開閉や作業等は、当該立ち入り禁止エリア外で行うようにしてください。
- ・処理槽の蓋はステンレス製のようですが、周辺のコンクリート部分の経年劣化または蓋の置き方による踏み抜き墜落の危険があります。蓋の上に乗ることの禁止や蓋以外に通路の設定（白線等）など検討をお願いします。
- ・強酸、強アルカリの薬品を使用していました。目に付着すると短時間でも目損傷の危険があります。保護具（眼鏡、シールドなど）使用を検討してください。

全般的にお願いしたいこと

① 命に関わる又は身体に残存障害が残る災害が発生する恐れがある作業の洗い出しと対応 “まさか こんな作業で、こんな場所で、こんなことをするなんて” 災害発生のたびに繰り返される言葉です。

管理監督者にはこの言い訳は通用しません。運搬車両、重機、プレス機、切断機、破碎機、ベルトコンベア、クレーン、開口部などは重大な災害が発生するリスクは必ずあります。

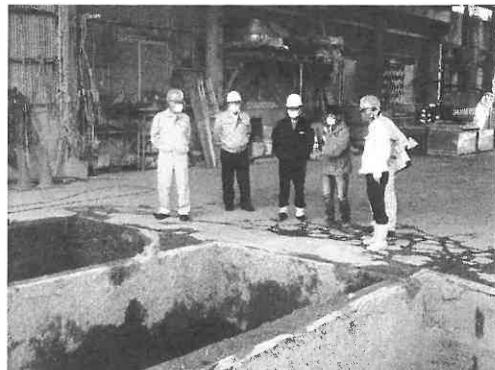
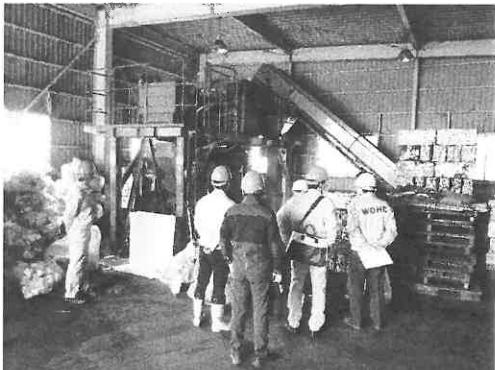
対策技術、費用等の都合で完全にリスクを無くすることは難しい場合もありますが、少なくともリスクを認識し、最低限関係者へ周知するなどの対応が管理監督者の責任です。

安全対策としてリスクアセスメント、KY（危険予知）、ヒヤリハット、安全衛生規程や作業標準の整備などが推奨されていますが、とりあえず目先の対策として、定期的に重大災害発生の恐れがある作業、行動、設備を洗い出し、周知する（リスクアセスメント、KYへの取り組みの一環にもなる）ことが重要です。

② 管理監督者からの作業前、作業途中での声掛け（費用が掛からない安全対策）

管理監督者の“安全への熱意”が災害防止のキーポイントです。管理監督者が安全への熱意がないと、従業員も安全に気を付けようとは思いません。

管理監督者から“従業員にはケガをさせない。従業員の安全と健康は絶対守る”との思いを伝えるため、毎日のように作業前、作業中に一言“〇〇に気を付けて”と声掛けをお願いします。



令和3年度 2021年12月1日▶2022年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



製造業における職長の能力向上
教育カリキュラムが策定されました!

すべての業種で、職長(班長・作業リーダー等)は
現場の安全衛生管理のキーパーソン的存在です。
定期的に知識・ノウハウをブラッシュアップしましょう。



正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

「新たな生活様式」の下での教育研修の実施、オンライン研修の適切な利用などを通じ、計画的に安全衛生教育を促進・支援することが大切です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進め
ることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は2018年度を初年度とする国の第13次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」(2016年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

職長の能力向上
教育の進め方、
カリキュラムに
ついて知りたい!

高年齢労働者への
安全衛生教育で
重要なことは?

技能講習・特別教育が
必要な業務は?

安全衛生教育の
実施状況が確認できる
チェックリストがほしい!

技能講習や
特別教育はどこで
実施していますか?

安全衛生教育に
関するテキストは
どこで買えるの?

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら  安全衛生教育促進運動 で 

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 (中災防本部)

メール jisha-soudan@jisha.or.jp

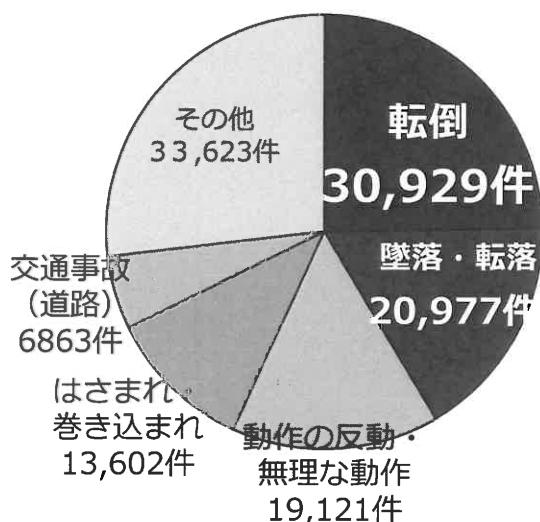
協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構

事業主の皆さまへ

安全・安心な職場づくり に取り組みましょう

職場における労働災害（年間125,115件）



出典：令和2年 労働者死傷病報告より
(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)



職場での転倒災害の状況

労働災害のうち
転倒
25%

休業
1か月以上
約**6割**

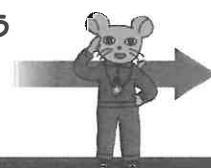
女性
約**6割**

50代以上
約**7割**

出典：令和2年 労働者死傷病報告より

安全・安心な職場づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう

 厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare



安全・安心な職場づくりのため 転倒防止の対策に取り組みましょう

作業場所の 整理整頓



作業場所の 清掃



毎日の運動



危険箇所の 見える化



手すりの 設置



滑りにくい 靴の着用



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

従業員が安全・安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいなだけなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました

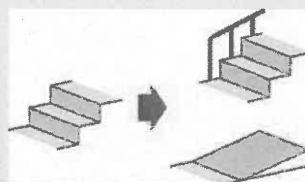


職場のあんぜんサイト
『危険箇所の表示等の危険の「見える化」』
を参考にしてください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！
手すりの設置や段差を改修して安心！



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。

転倒・腰痛 予防体操

足を前に



足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



ひとくらし、みらいのため
Ministry of Health, Labour and Welfare

あなたの職場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう！

| チェック項目 | | <input type="checkbox"/> |
|--------|---|--------------------------|
| 1 | 通路、階段、出口に物を放置していませんか | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 通路や階段を安全に移動できるように十分な明る さ（照度）が確保されていますか | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを 選んでいますか | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知し ていますか | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を 促す標識をつけていますか | <input type="checkbox"/> |
| 7 | ポケットに手を入れたまま歩くことを 禁止していますか | <input type="checkbox"/> |
| 8 | ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れて いますか | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 転倒を予防するための教育を行っていますか | <input type="checkbox"/> |

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

職場での転倒にご注意ください！

転倒予防のために 適切な「靴」を選びましょう

サイズ

靴と足はフィットしていますか？

足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



屈曲性

親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？

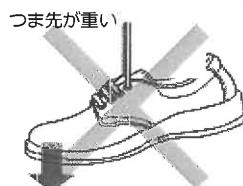
靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



重量バランス

靴の前後の重さのバランスはとれていますか？

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく、つまずきやすくなります。



つま先部の高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか？

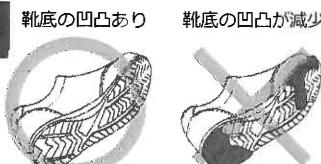
つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。



靴底の減り具合

靴底がすり減っていませんか？

靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります



耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。



JIS T 8101 安全靴
CI/S/R1/F1/...

その他の性能

■ 静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火の防止と低電圧での靴底からの感電防止性能



静電

■ かかと部の衝撃エネルギー吸収性
かかとのクッション性に関係し、かかと部の疲労防止性能



■ 耐踏抜き性
釘などの鋭利なものから足裏を防護する性能

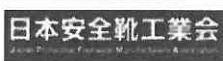


STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP！転倒

検索



日本プロテクティブスニーカー協会



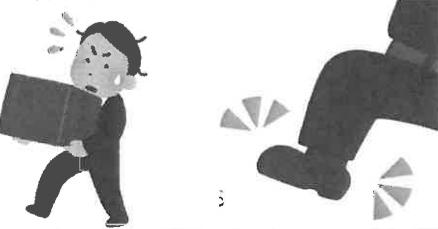
先芯がいらない作業環境で使用する耐滑靴の探し方

作業時に着用する靴の安全性は、作業環境の状況に応じて決められています。先芯（安全性を確保するために靴のつま先部分に入れる）を履く必要がない作業環境の場合でも、耐滑靴を着用しなければならないことがあります。その場合、先芯入りの安全靴やプロスニーカーであれば、靴の表示で耐滑性を確認できますが、先芯入りでない靴は表示で耐滑性を確認することができません。その場合は下記のメーカーへご相談ください。

職場の状況に適合する靴を紹介できるよう、以下の項目を参考に職場の作業環境等もご説明ください。

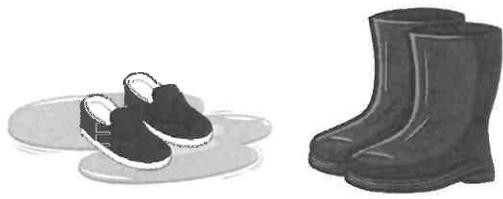
■作業中に重量物を取り扱うことがあるか

重量物を取り扱う場合、安全靴を着用してください



■作業中や作業後に水を取り扱うことがあるか

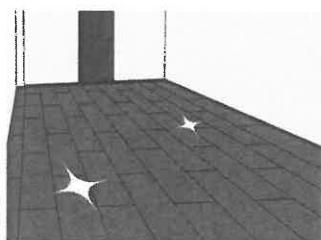
水を取り扱う場合、靴の表面素材は人工皮革製・ゴム製が最適です



■床の材質

塗り床／タイル／カーペット等

床の材質で適合する靴底が変わります



■滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって対策が変わります

(例)

- ・物につまづいた
→運搬と通路改善
- ・濡れた床で滑った
→水・油用耐滑靴検討
- ・凍結路面で滑った
→氷用耐滑靴検討



詳しくはメーカー・販売店にご相談ください

耐滑靴取り扱い店・メーカー

| 会社名 | 電話番号 | 関連商品URL |
|-----------|--------------|---|
| 弘進ゴム株式会社 | 022-214-3021 | https://www.kohshin-grp.co.jp/FormMail/shoes/ |
| 株式会社シモン | 0120-345-092 | https://www.simon.co.jp/contact/ |
| 日進ゴム株式会社 | 086-243-2456 | http://www.nisshinrubber.co.jp/contact/index.html |
| 株式会社ノサックス | 082-425-3241 | www.nosacks.co.jp |
| 株式会社丸五 | 086-428-0232 | https://www.marugo.ne.jp |
| ミズノ株式会社 | 0120-320-799 | https://sports-service.mizuno.jp/btob_service |
| ミドリ安全株式会社 | 03-3442-8293 | https://midori-fw.jp/ |

4-② 収集運搬部会

不法投棄防止巡回パトロール（高野町周辺及び田辺市周辺）

収集運搬部会では、令和3年6月24日に“わかやまごみゼロ活動”として和歌山市内を中心に不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、不法投棄された一般廃棄物と思われる廃家電製品等の撤去を行いました。和歌山市周辺の巡回パトロールに引き続いだ、第2回目は高野町周辺、第3回目は田辺市周辺でわかやまごみゼロ活動として不法投棄防止巡回パトロールを行い、回収可能な範囲で撤去作業を行いました。なお、谷が深いなどで撤去できなかつたものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

1 高野町周辺

(1) 実施日：令和3年9月9日（木）

(2) 参加者：20名

| | |
|-----------|----|
| 赤井工業(株) | 2名 |
| (株)ヴァイオス | 2名 |
| (株)ケーシーエス | 2名 |
| (株)相互商会 | 1名 |
| 大栄環境(株) | 2名 |
| (有)バッキーズ | 1名 |
| (有)武田造園 | 1名 |
| (株)三高産業 | 2名 |
| (株)吉建 | 2名 |
| 和歌山プレス(株) | 1名 |
| 橋本保健所 | 1名 |
| 高野町役場 | 1名 |
| 産業資源循環協会 | 2名 |



(3) 巡回コース：高野町花坂不動尊前（集合）→大門→奥の院→高野龍神スカイライン（3カ所収集）→護摩山スカイタワー→高野龍神スカイライン（1カ所収集）→大門→国道480号線沿い（1カ所収集後解散）

(4) 使用車両：4tアームロール車1台、2tダンプ車1台、1tトラック1台、軽ダンプ2台、軽トラック1台、乗用車5台 計11台

(5) 撤去した物：廃タイヤ、廃バッテリー、波板、一斗缶、廃プラ、金属くず、衣類、缶、びん、ペットボトル、その他一般ごみ等

(6) 撤去した量：1tトラック及び軽トラック各1台分程度

(7) 撤去場所等：高野龍神スカイライン沿い（4カ所）・国道480号線沿い（1カ所）の5カ所

2 田辺市周辺

(1) 実 施 日：令和3年9月16日（木）

(2) 参 加 者：23名

| | | | |
|----------|----|----------------|----|
| （有）柏木商店 | 1名 | （株）ケーシーエス | 2名 |
| （有）国辰商事 | 1名 | （株）資源開発 | 1名 |
| （有）志場商店 | 2名 | 田辺工業（有） | 2名 |
| （有）日置川清掃 | 1名 | （株）山本スクラップ | 2名 |
| （株）吉田組 | 2名 | 和歌山県再生資源事業協同組合 | 1名 |
| （有）ワコー産業 | 2名 | 田辺保健所 | 2名 |
| 田辺市役所 | 2名 | 産業資源循環協会 | 2名 |

(3) 巡回コース：扇ヶ浜海岸駐車場（集合）→田辺市深谷（収集）→本宮町高山（収集）
→田辺市ごみ処理場（解散）

(4) 使用車両：2tユニック1台、2tダンプ3台、1tトラック1台、軽トラック
3台、軽ダンプ1台、乗用車4台 計13台

(5) 撤去した物：テレビ、廃タイヤ、波板、衣類、廃プラスチック、木くず、金属くず、缶、び
ん、ペットボトル、その他一般ごみ等

(6) 撤去した量：2tダンプ1台、1tトラック1台、軽トラック1台 計730kg

(7) 撤去場所等：田辺市深谷・本宮町高山の2ヶ所



※和歌山県が実施する「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」に係る取り組みの一つ。

ごみの散乱防止についての県民意識の高揚とともに、県民及び県内事業者の自主的な清
掃活動の促進を目的に制定され、当巡回パトロールが認定されました。

4-③ 電子マニフェスト操作体験研修会

この操作体験研修会は、インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験（電子マニフェストの登録から処分完了報告まで）を行い操作性や電子マニフェスト利用のメリットを実感していただくことを目的とした体験研修会です。午前の部と午後の部の2回開催しました。

参加者は研修会用に用意されたIDとパスワードを使用し、排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者のすべての立場となって、それぞれの入力方法を操作体験しました。

◇日 時 令和3年11月11日（木） 午前の部（10時～12時）

午後の部（14時～16時）

◇場 所 プラザホープ（和歌山県勤労福祉会館） 3階 会議室1・2

◇参加者数 各10名

◇対象者 排出事業者及び収集運搬業者、処分業者のマニフェスト業務の実務担当者等

◇内 容 ■排出事業者の操作（新規登録）
■収集運搬業者の操作（運搬終了報告）
■処分業者の操作（処分終了報告）
■共通の操作（マニフェスト情報照会など）



4-④ 青年部会活動

★和歌山県青年部会役員会・主な行事

○令和3年度第3回役員会

開催日：令和3年8月3日（火）

場 所：協会会議室

議 題：（1）県循環型社会推進課との第2回勉強会について（報告）

（2）会員相互の事業所見学について

（3）その他

○令和3年度第4回役員会

開催日：令和3年10月5日（火）

場 所：田辺市民総合センター 2階交流ホール

議 題：（1）県循環型社会推進課との第3回勉強会について

（2）会員相互の事業所見学について

（3）その他

○県循環型社会推進課との第3回勉強会

開催日：令和3年11月29日（月）

場 所：協会会議室

内 容：前回同様、災害廃棄物処理をテーマに、①災害時の仮置き場選定の進捗状況について、②熱海市の土石流災害を踏まえ実施された県内の盛土の総点検について、③災害時の労務単価について、④災害廃棄物と便乗ゴミの判断基準について、意見交換が行われました。

○令和3年度第5回役員会

開催日：令和3年12月8日（水）

場 所：神通温泉（紀の川市）

議 題：（1）県循環型社会推進課との第3回勉強会について（報告）

（2）安全衛生規程普及のための研修会について

（3）その他

○安全衛生規程普及のための研修会

開催日：令和3年12月8日（水）

場 所：神通温泉（紀の川市）

内 容：労働災害の撲滅に向け、山本青年部会長、赤井青年部会副会長が講師を担当し「安全衛生規程」を作成することの重要性についての研修会を開催しました。当日は15名の参加がありました。

5 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

5-① 会議報告

○令和3年度第2回災害廃棄物委員会（web会議）

開催日：令和3年10月6日（水）

出席者：専務理事、事務局長

議題：（1）災害廃棄物委員会の再開に当たって（今後のスケジュール等について）
（2）その他

○第58回理事会（web会議）

開催日：令和3年10月12日（火）

議題：（1）議題

<決議事項>

第1号議案 第59回理事会及び賀詞交歓会の開催について

第2号議案 賛助会員への加入の承認について（アスエネ株）

<協議事項>

①業務主任者（仮称）資格試験制度の創設と留意事項について

②産業廃棄物処理業における技能実習生の実現と留意事項について

③その他

（2）報告

①令和3年度上半期事業執行状況について

②連合会の収支改善についての検討結果について（総務論理委員会報告）

③プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の政省令・告示についての要望（法制度対策委員会要望）

④ケミカルリサイクルの現状について

⑤建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る第三者認証について

⑥令和4年度税制改正における要望事項について

⑦次回理事会その他の日程について

（3）その他

○令和3年度第3回災害廃棄物委員会（web会議）

開催日：令和3年11月22日（月）

出席者：専務理事、事務局長

議題：（1）最近の災害廃棄物対策をめぐる動き及び災害廃棄物処理に係る補助制度の概要等について（環境省）
（2）災害廃棄物処理に関する事務について（委託契約）

6 事務局だより・情報コーナー

6-① 松田美代子会長インタビュー (INDUST 7月号より)

INDUST ◎ 7月号 JULY

女性が変える産廃処理業界 —— 女性経営者からの提案

47都道府県協会で初の女性会長誕生 ～女性活躍推進を産廃処理業界で活発化させるには～ —— 和歌山県産業資源循環協会 松田美代子会長に聞く

編集部

47都道府県の産廃協会に初の女性会長が誕生した。和歌山県産業資源循環協会の松田美代子会長だ。前会長の逝去を受け急速バトンを受けた形だが、産廃業界への思いは強く、とくに自身が会長を務めている中間処理会社では多くの女性を登用していた経験から、産廃業界に多くの女性を抜擢することに前向きだ。松田氏に女性が産廃処理業界で活躍するためのヒントを聞いた。

—— 産廃業界に入ったきっかけは。

松田会長「主人が起きた会社でしたが、私は4人の娘の子育てに専念してしばらく専業主婦をしていました。子育てがひと段落したころに事務所を手伝うことになったのが始まりです。その後、主人が大病して、今でも元気でいるのですが、当時は社長を続けるのが難しく、私が引き継ぎました。1999年でした」

—— 20年以上前ですとこの業界ではまだ女性社長は少なかったのです。

松田会長「そうですね。でも主人が大きくした会社なので、主人の指南を受けながら頑張りました。会合に行くと、女性社長が珍しいのかすぐに覚えてもらえたのですが、逆に私の方が各社の社長の顔を覚えるのに苦労して、一度お会いした方に、はじめましての対応をしてしまったりしたので、名刺に特徴を書いて覚えました。女性だからと差別されたことはなかったです」

—— 現在も社長を続けているのですか。

松田会長「いいえ。自治体の入札が電子化され、産廃処理も電子マニフェストに移行した時期から、デジタル化に着いていけなくなりました。今は3女に託してい



「男性の育休取得の条件に育児研修セミナーの受講を」という松田会長

ます。彼女は現場をよく見るし、私から見ても女性が働きやすい環境にするために行き届いた差配をしています」

—— 協会では副会長を務めていました。

松田会長「協会の役員として会長をはじめ、ほかの役員が出席する会議には同行し



自身の会社は娘さんの多永氏(右)に任せている

て参加しました。男性がスルーするような細かいことが気になって質問もよくしました。

会長になって1ヵ月以上経ちますが、副会長の時以上に覚えることがあります。一つは協会の活動を常に把握することです。県とのやりとりなど、協会として何をしていくかを知り得ていないとなりません。これまで以上に様々な書類に目を通していきます。副先代の会長の時は会長に任せていたことです。

今後は、改善を図って行くことも必要ですが、細かいことで気づいていることもあるのですが、まずは様々なことを整理していく段階です。いずれにしても男女の垣根なしに動きやすくなればいいなと思っています」

——これまで以上に女性が産廃処理業界で活躍するためには何が必要ですか。

松田会長「社長を務めていた松田商店では主人の代から選別作業はパートさんを含めて多くの女性に担当していただいていました。彼女たちは細かい作業に向いていました。女性の多い職場であることを募集要項に記すと自然と女性が集まってくる感じでした。

他の産業を見ても女性が本格的に組織の上層部に立って動き出してからそれほど時間が経っていません。私たちの世代は夫の理解がないと社会に出られない風潮が残っていました。職場でもその風潮はまだあり

ます。女性社長であれば、早い段階で改善を図れると思いますが、男性社長であっても女性に理解がある方はいるはずです。今後も女性が自然に職場にいる環境整備がされないと女性活躍は実現できないと思います。

また、私見ですが、男性の育休制度は女性をサポートする意味で

うまく機能しているのでしょうか。育児休暇を取得しても機能していないのであれば、私は育休取得の条件に子育ての研修セミナーを受講することを必須にしたらいいと思います。

松田商店にも優秀な女性が育児を理由に退職したことがあります。結果的に、会社が簡易託児所の機能を果すことで、彼女は職場に復帰することができたのですが、彼女のように子育てをする優秀な人材が業界にはいると思います。やむを得ず退職しなければならないようなことにしてはなりません。保育所の充実もそうですが、やはり家庭があり、夫がいれば理解を求めながら気兼ねなく職務に集中できる環境が必要です。女性活躍を推進するにはまだ課題があります」

——女性会長として抱負を。

松田会長「前会長の任期1年を引きついだので、1年はしっかりと務めさせてただくつもりで就任させていただきました。女性会長だからと気負うことはせずに、みなさんから意見をうかがいながら、私の意見も述べていけたらと思っています。私は理解しないで動くことが苦手です。何事も自分なりに考えて理解したうえで行動に移したいと考えています。現在、当協会は、災害廃棄物の処理で様々な自治体と協定を結び、災害時にスムーズな処理を図れるよう注力しています。また、SDGsにも力を入れていきます」

6-② 県知事表彰について

この度、当協会の松尾廣副会長（小椋リビングクリーン株式会社 取締役会長）が令和3年和歌山県知事表彰（環境衛生の向上）を受賞されました。

これは、平成22年から11年間の長きにわたり、当協会の役員を務め、海南・有田支部長として、また、令和2年度からは副会長として、その間、産業廃棄物の適正処理とリサイクルを推進し、当協会が実施する安全衛生等の研修会、ボランティア活動に積極的に参加し、産業廃棄物処理業のイメージアップに貢献したこと等が認められたものです。本當におめでとうございます。



松尾副会長、当協会顧問 森 和歌山県議会議長



6-③ 産業廃棄物処理業の景況動向調査(ご協力のお願い)

全産連発第 176 号
令和 3 年 12 月 14 日

正会員企業 各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会
会長 永井 良一
(公印省略)

産業廃棄物処理業の景況動向調査(ご協力のお願い)

当連合会の事業の運営につきまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当連合会では、中小企業が大多数を占める当業界において、現在の経済状況が産業廃棄物処理業の経営環境にどの程度影響を及ぼしているのかを把握するため、全国の協会会員企業の協力を得て、毎年4期に分けて景況動向調査を実施しています。

また、本調査の結果はセーフティーネット保証5号の対象業種とするための、直近3ヶ月の景況把握としても用いています。

本調査の実施に当たりましては、回答が多数集まることによって、「業況」の良否の動き(市場の活性度)を追うことができますので、是非【2021年10-12月期】の調査に、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

過去の景況動向調査報告書【概要版】につきましては、(※)連合会のホームページよりご確認いただけます。

なお、個人情報につきましては適切な管理を行いますので、ご安心いただきたく存じます。

調査方法及び期日

下記の調査期間中、(※)連合会ホームページに、景況動向調査の回答ページを掲載いたしますので、Web 上でご回答をお願いします。

ご多忙の折、大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、令和4年1月末日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

(※)連合会ホームページ

<https://www.zensanpairen.or.jp/activities/report/>

【調査期間：令和4年1月11日～1月末日】

◆本調査に関する問い合わせ先◆
公益社団法人全国産業資源循環連合会 事業部 本多
(TEL) : 03-3224-0811
(e-mail) : keikyo-chosa@zensanpairen.or.jp

↓ Web 調査はこちら ↓



全産連 調査

検索

トップ ページ >連合会の活動>調査・報告書

6-④ 令和3年度安全衛生活動の現状調査について

令和3年度安全衛生活動の現状調査集計（12月現在）

| 指標 | | 活動目標値 (令和3年度) | 集計値 (12月現在) |
|----|--|------------------|----------------|
| 1 | 安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。【重点】 | 34 | 31 |
| 2 | 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して10%以上増加させる。 | 117 | 118 |
| 3 | 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業数を前年度に比して10%以上増加させる。 | 111 | 106 |
| 4 | 連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。 | 85 | 78 |
| 5 | 法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。 | 85 | 84 |
| 6 | 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数（参加予定を含む）を前年度に比して10%以上増加させる。【重点】 | 64 | 64 |
| 7 | 安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。 | 71 | 72 |
| 8 | ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。 | 66 | 65 |
| 9 | リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。 | 44 | 52 |

令和3年度安全衛生活動の現状調査にご協力いただきました会員の皆様、本当にありがとうございました。12月現在の集計値につきましては、回答数及び全体的な数値は増加傾向でした。本年度も残りわずかとなりましたが各会員におかれましては安全衛生活動を積極的に実施し、令和3年度の活動目標達成に向けご協力をお願いいたします。

また、重点項目である安全衛生規規程の作成については、活動目標値は達成できませんでした。安全衛生規程は事業者から労働者への安全の配慮と、安全衛生活動に対する姿勢を示すものです。事業者の方は必ず安全衛生規程を作成して頂きますようお願いします。

連合会ホームページ（連合会ホームページ→処理企業の方へ→安全衛生をクリック）の安全衛生規程作成支援ツールでは従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程を作成することができますので、ぜひご活用ください！

6-⑤ 災害廃棄物処理に対する取り組み

(1) 災害廃棄物処理に関する覚書の締結について

当協会は、平成23年9月の「紀伊半島大水害」により発生した大量の災害廃棄物の処理を和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」（平成18年7月締結）に基づく協力要請を受け、災害廃棄物処理支援を実施しました。その際の教訓を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するための平時の備えとして、県内全て9市20町1村との間で、県との協定書に基づく覚書を締結しました。

(2) 令和3年度和歌山県災害廃棄物処理図上演習への参加について

10月28日（木）にみなべ町中央公民館で、近畿地方環境事務所、和歌山県職員、市町村職員、当協会会員合計54名が参加し、当協会からは、7名が参加しました。

8班のグループに分かれ、南海トラフ巨大地震が発生したとの想定で、全壊棟数、半壊棟数から災害廃棄物の種別ごとの分量を推計し、市町村別の仮置場を選定、廃棄物の配置図作成までを行いました。

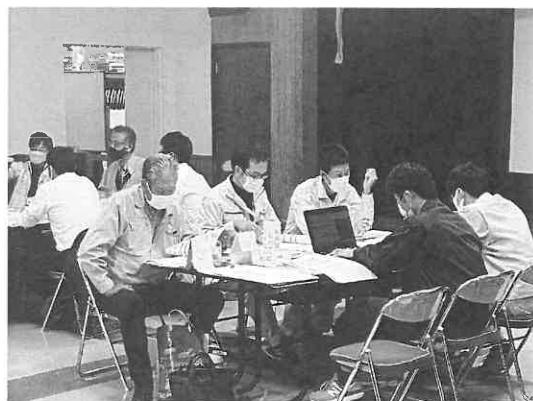
現場と県と環境事務所の連絡手段は携帯電話・固定電話・衛星携帯電話・SNSのいずれかを選び、口頭ではなく、すべてメモ用紙を使ってやり取りを行いました。

最後に各班から連絡手段や仮置場をその場所に決めた理由、搬入出経路、配置図の説明等発表を行い、近畿地方環境事務所の担当者から講評が行われました。

講評では、河川敷の仮置場は避けること、通信手段は衛星携帯電話が確実であること等指摘がありました。

また、行政と協会会員が一緒に図上演習を行っているのは、近畿地方で和歌山県だけであり、とても有効な演習であるとの評価をいただきました。

グループ毎に県職員、市町村職員、協会会員が協力して作業を行うことで、連帯感が生まれ、習熟度も上がったと思います。



6-⑥ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

「講義」を事前に各自会社や自宅等でオンラインで受講し、「修了試験」を下記日程表に記載した試験会場に来場して受験する2段階形式の講習会です。

申込方法は講習会主催のJWセンターホームページからのWeb申込みのみです。

講習会試験日 近畿地区日程表

(前) 9時20分受付 9時50分開始
 (後) 13時00分受付 13時30分開始

| | 新規講習会 | | | | 更新講習会 | | 特別管理産業廃棄物管理責任者 |
|-----------|--------------------|-----------------|-------------------------|-------------------------|--|----------|-------------------------------|
| | 産業廃棄物 収集運搬試験 | 産業廃棄物 処分試験※1 | 特別管理 産業廃棄物 収集運搬試験 | 特別管理 産業廃棄物 処分試験※2 | 収集運搬試験 | 処分試験※3 | |
| 受講料 | 30,500円 | 48,700円 | 46,600円 | 68,800円 | 19,900円 | 25,200円 | 13,800円 |
| R4年 1月 | 兵庫： 19(前)20(前) | | | | 大阪： 13(後)14(後) 兵庫：19(後) | | 大阪： 13(前)14(前) 兵庫：20(後) |
| 2月 | 大阪：2(後) 大阪：3(後) | | 大阪：3(前) | 大阪：2(前) | 和歌山： 9(前)(後) 京都： 17(後)18(後) 兵庫：18(後) | | 京都： 17(前)18(前) 兵庫：18(前) |
| 3月 | 京都： 1(後)2(後) | 京都： 1(前)2(前) | | | 大阪： 9(後)10(後) 滋賀： 10(後)11(後) | 大阪：10(前) | 大阪：9(前) 滋賀： 10(前)11(前) |

※1 新規処分試験に追加して新規収集運搬試験を受験することができます。

※2 新規特管処分試験に追加して新規特管収集運搬試験を受験することができます。

※3 更新処分試験に追加して更新収集運搬試験を受験することができます。

詳細はJWセンターホームページ <https://www.jwnet.or.jp> をご覧ください。

★★★追加開催が決定しました★★★

| | 新規講習会 | | | | 更新講習会 | | 特別管理産業廃棄物管理責任者 |
|-----------|--|-----------------|-------------------------|-------------------------|--------------------|---------|----------------|
| | 産業廃棄物 収集運搬試験 | 産業廃棄物 処分試験※1 | 特別管理 産業廃棄物 収集運搬試験 | 特別管理 産業廃棄物 処分試験※2 | 収集運搬試験 | 処分試験※3 | |
| 受講料 | 30,500円 | 48,700円 | 46,600円 | 68,800円 | 19,900円 | 25,200円 | 13,800円 |
| R4年 1月 | 滋賀：26(前) | | | | 滋賀： 26(後)27(前) | | |
| 2月 | 奈良： 8(前)9(前) 和歌山： 10(前) | | | | 大阪：4(後) 奈良：8(後) | | |
| 3月 | 大阪：3(前) | 大阪：2(前) | | | | 大阪：2(後) | 大阪：3(後) |

★★★「講義ビデオ会場視聴型講習会」の開催について★★★

当講習会は申込書により申込んでいただき、会場で講義ビデオを視聴してから試験を受ける形式です。そのため、パソコンやインターネット環境等がないためにオンライン型の講習会を受講できない方も受講いただける講習会です。

つきましては、近畿のみ抜粋して下記のとおりご案内します。

1. 開催される講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬課程（更新）

2. 申込受付開始日

令和3年12月1日(水)

3. 申込方法

申込書を使用した書面申込（開催地の受付機関より申込書等を配付）

※受付機関にお電話し、申込書のお取り寄せをお願いします。

4. 開催日程(定員各50名)

| 開催日 | 開催地 | 会場名 | 受付機関 |
|--------------|-----|-----------|-------------------------------------|
| 令和4年1月20日(木) | 大 阪 | 大阪私学会館 | (公社)大阪府産業資源循環協会 TEL 06-6943-4016 |
| 令和4年3月 3日(木) | 京 都 | 京都リサーチパーク | (公社)京都府産業資源循環協会 TEL 075-694-3402 |

5. 受講料

20,400円(税込)

6. その他

- 会場視聴型講習会は、事前に講師の講義を撮影した動画を視聴するもので、会場で実際の講師が講義を行うものではありません。あらかじめご了承ください。
- すでに通常のオンライン型の講習会を申込まれている場合、会場視聴型講習会へ変更することはできません。
- 詳細はJWセンターホームページ <https://www.jwnet.or.jp>をご覧ください。

6-⑦ 許可期限のお知らせ

許可の有効期限にご注意!!

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請（又は新規許可申請）に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。

許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○和歌山県では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証、更新許可講習会修了証ともに5年間有効です。

和歌山市では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間有効です。

（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。）

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>



株式会社 日ノ本組

本 社

和歌山市西庄486番地3
TEL 073-454-7343

日本製鉄営業所

和歌山市湊1850番地 日本製鉄関西製鉄所構内
TEL 073-455-0534

【会社概要】

弊社は1940年の創業以来、大手製鉄メーカーの生産工程の一環として、副原料並びに転炉・高炉スラグ破碎、整粒処理破碎、整粒処理及び運搬業務、スクランプ切断業務を請負う形で事業を開始いたしました。現在は、製鉄所場内事業、一般貨物運送事業、産業廃棄物収集運搬事業を中心に事業を行っています。

【事業内容】

● 製鉄所場内事業

製鉄所の生産工程の一環として、副原料及び転炉・高炉スラグ破碎、整粒、運搬、散水車による環境対策業務を大型重機・大型車両を扱い行っています。



● 一般貨物運送事業

建設・土木工事に伴い、必要である資材、発生した土砂などを、材料業者・処分業者と連携のうえ、最適な方法で運搬し、スムーズ且つ安全・安心な輸送を実現しています。

● 産業廃棄物収集運搬事業

お客様から産業廃棄物をお預かりし、中間処理施設または最終処分場まで確実に運搬し、クリーン且つ安全・安心で信頼される輸送を行っています。



これからも、クリーン且つ安全・安心で信頼される企業として努力して参りますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

6-⑨ 新入会員の紹介

正会員

| | 会社名 | 代表者名 | 住所 | 電話番号 | 業の区分 | 許可番号 |
|---|----------|-------|---------------------------|------------------|-------|---------------|
| 1 | 環境リサイクル株 | 畠中 昭彦 | 〒649-6531 紀の川市粉河 707-1 | 0736- 67-8655 | 中間処理業 | 県 03021222447 |

会員数（令和3年11月30日現在）

| | 正会員数 |
|---------|------|
| 紀北支部 | 35 |
| 和歌山支部 | 73 |
| 海南・有田支部 | 29 |
| 御坊・田辺支部 | 54 |
| 紀南支部 | 19 |
| 合計 | 210 |

| | 賛助会員数 |
|----|-------|
| 合計 | 12 |



6-⑩ 協会への入会の勧誘

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。適正な処理を行うことにより住民との信頼関係を構築し、「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々が結束し、組織をさらに強固なものにしていくことが必要です。会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

○入会のメリット

社会的信用の向上

当協会では和歌山県との災害廃棄物処理に関する協定及び県内30市町村との覚書により、県内で発生する災害廃棄物処理支援、浜の宮、天神崎でのクリーンアップキャンペーン（大規模な清掃活動）、不法投棄防止巡回パトロールを行い不法投棄物の撤去活動等の社会貢献に取り組んでいます。このような事業を推進する団体に入会することは環境意識の高い企業と認知され、社会的信用を得ることにつながります。各会員には、協会ロゴマーク入り会員証・記章を発行します。各車両にロゴマーク入り会員証を貼ることにより、適正処理業者としての証しとなります。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

当協会では和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しており、会員の皆様は当協会交付の証明書により建設業の経営事項審査の加点を受けることができます。

協会が主催する研修会・講習会への無償又は会員価格で参加

当協会では労働災害防止のための、救命講習、交通安全講習、労働基準監督署との安全衛生研修会、廃棄物処理法や関係法令等の説明を含めた支部研修会、産業廃棄物を取り扱う方向けに委託契約、マニフェスト等の基礎知識を学ぶ実務者研修会など多くの研修会を開催しています。会員の皆様には無償又は会員価格でご参加いただけます。

産業廃棄物処理業許可の有効期限到来のお知らせ

和歌山県・和歌山市の産業廃棄物処理業の許可の有効期限の到来をお知らせします。

その他

随時必要な法律改正とその解説や新しい行政の指導通達及び業界情報をホームページやファックス、メール等でお知らせいたします。また、会員名簿を作成し、県・市町村及び関係団体等に配布して各会員をご紹介、外部からの処理業者の問合せに対して事業区分に応じた会員を優先的にご紹介します。

○入会方法及び入会金

入会申込書を提出していただくことになっています。下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員（収集運搬業）年額 84,000円（処分業）年額 120,000円

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◇◆◇

〒640-8150 和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

TEL: 073-435-5600 FAX: 073-424-5553

E-mail:wasanpai@sanpai.com URL: http://wakayama.sanpai.com

6-⑪ 建設業の経営事項審査の加点対象について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が20点となります。

当協会は、平成18年7月26日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、会員の皆様には当協会交付の証明書によりこの制度を活用いただけます。

なお、他の団体すでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に、必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込み下さい。

また、当協会ホームページからダウンロードもしくは、当協会にお問合せの上でも、入手できますので、当協会へ申請してください。

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

※必ず全てご記入ください

| | |
|----------------------|---|
| 許可番号 (土木、建築に関する) | (例) 国土交通大臣許可(特-9)第22222号 和歌山県知事許可(般-11)第11111号 |
| 許可年月日 | |
| 会社名 | |
| 代表者氏名 | |
| 所在地 | |
| TEL 番号 | |
| FAX 番号 | |
| 経審の審査基準日 (直近の決算日) | 令和 年 月 日 |

申請年月日 令和 年 月 日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
会長 松田 美代子 様

FAXでお申し込みください。（FAX番号：073-424-5553）

6-⑫ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い

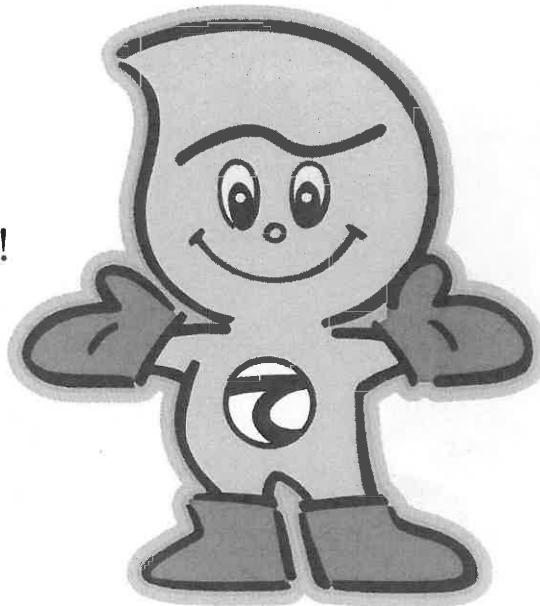
全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い!

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年の10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志103名による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業資源循環連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないでしょうか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしくお願ひいたします。

てき丸くんからのお願い！



6-⑬ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について

廃棄物処理業（産業廃棄物処理業を含む）が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとっては勿論不幸なことですが、事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策が考えられます。

〔労働災害防止対策〕

1 共通事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (8) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間労働者への医師による面接指導制度の確立及び徹底

2 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）

- (1) 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (2) 処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
- (3) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (4) 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
- (5) 廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (6) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (7) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (8) 廃P C Bの無害化処理作業におけるP C Bばく露防止対策の徹底
- (9) 夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内の作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。その体験と職場内の取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、協会にお寄せください。頂いた「ヒヤリ・ハット」体験事例については、会報の8月号に掲載致します。また、会員相互がこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事故を未然に防いで行きたいと考えています。

「ヒヤリ・ハット」体験事例

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことはありませんか？

その体験を協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。体験内容等については、具体的にご記入ください。

※ 「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

- 1 分 類 (1) 収集運搬(収集運搬車両運転中を含む) (2) 中間処理 (3) 最終処分
2 事故の型 (1) はさまれ (2) 巻き込まれ (3) 墜落 (4) 転落 (5) 転倒 (6) 爆発 (7) 火災 (8) 衝突
(9) その他 ()

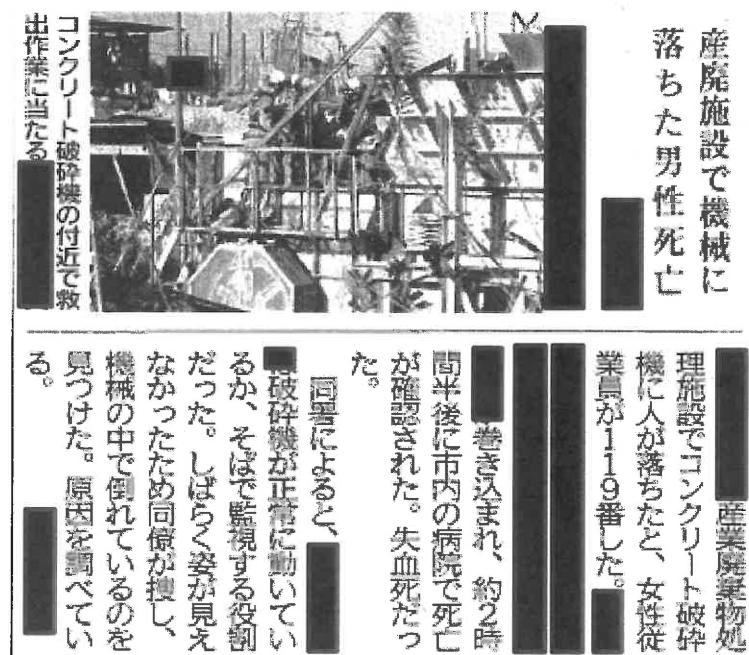
| | | | | | |
|----------------------|-----|---|---|---|---------|
| 会 社 名 | | | | | |
| 担 当 者 名 | | | | | |
| 住 所 | 〒 | | | | |
| 連絡先 | TEL | — | — | | |
| | FAX | — | — | | |
| い つ | 令和 | 年 | 月 | 日 | (時 分頃) |
| ど こ で (発生場所) | | | | | |
| 何をしているとき(発生時作業内容) | | | | | |
| 何がどうした・どうなった (要因と結果) | | | | | |
| 改善すべき事項(個人的・社内的) | | | | | |
| 改善した結果(効果) | | | | | |

(公社)全国産業資源循環連合会では産業廃棄物処理業者の労働安全に対する関心を高めることを目的に労働災害情報を収集し、未然防止対策と併せて情報提供しています。

労働災害に関する報道資料と類似事故、その対策情報を紹介しますので、参考にしていただき、労働災害のない職場づくりに積極的に取り組んでいただくようお願いします。

全産連労災発生情報 No.202102-1 「コンクリート破碎機のホッパーに挟まれ死亡」

【新聞記事】

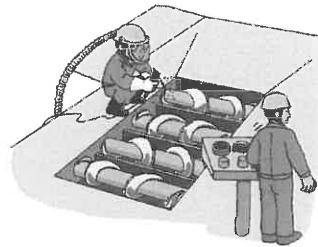


※事故発生場所や時期等を特定されることができないよう黒塗りを施しています。

| | |
|-------------------|------------|
| 機械設備・有害物質の種類（起因物） | 破碎機 |
| 災害の種類（事故の型） | はさまれ・巻き込まれ |
| 被害者数 | 死亡者数：1人 |

【類似事故】

破袋機のスクリュー羽根の修理中、突然回転し始めたスクリューに巻き込まれて死亡



発生状況

この災害は、ゴミ処理施設内で、破袋機のスクリューの羽根をアーク溶接で肉盛りする作業中に発生したものである。

この破袋機は、ゴミ処理施設内でゴミ袋等を効率的に破碎するために回転が逆向きの各2本のスクリューを備えたY系列とZ系列が設置されていた。これらのスクリューの回転により、破袋機のホッパーに投入されたゴミ袋が裂かれ、ほぐされながら焼却炉へと移動するようになっている。

災害発生当日、作業を請け負ったW社から現場代理人Aと作業者B～Dの4名が入場し、AとBがY系列、CとDがZ系列のスクリューの羽根をアーク溶接で肉盛りする作業を行うことになった。作業は、1本のスクリューの減肉箇所を肉盛りした後、1名が操作盤で担当の系列のスクリューを寸動操作し、残りの1名が肉盛り状況を確認するという手順で順次行っていた。

作業を開始して3時間ほど経過したとき、Cがスクリューの肉盛り状況を確認するため操作盤でZ系列の寸動操作をしたところ、突然、Y系列のスクリューが回転し始め、Y系列の肉盛り作業をしていたBがスクリューに巻き込まれた。

Cが操作盤でZ系列の寸動操作をしていたとき、誤って身体の一部がY系列の正転ボタンに触れたものであった。

操作盤でY系列とZ系列の操作ボタンは並んで配置されており、ボタンの形状はいずれも正転ボタンと逆転ボタンは突出型、停止ボタンは上半分に“ひさし”が設けられた半埋頭型、非常停止ボタンは外周カバーが設けられた埋頭型となっていた。なお、停止ボタンには鎖に繋がれた安全ピンが設けられており、これを差し込むと正転ボタンや逆転ボタンを押してもスクリューは作動しない構造となっていたが、当日はたびたび寸動操作を行うことが予想されていたため、Aの判断でY系列、Z系列とも安全ピンを抜いた状態で作業を行っていた。

また、この破袋機は、通常、無人で運転されているため、スクリューの起動を知らせるブザー等の警報は設けられていなかった。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

1 操作盤の起動スイッチが突出型の構造となっていたこと 操作盤の正転ボタンと逆転ボタンの起動スイッチが突出型であったため、作業者Cが操作盤でZ系列のスクリューの寸動操作をした際、誤って身体の一部が操作盤上に並んでいたY系列の正転ボタンに触れて、Y系列のスクリューが回転し始めた。

2 操作盤の安全ピンを使用していなかったこと

当日はたびたび寸動操作を行うことが予想されていたため、正転ボタンや逆転ボタンを押してもスクリューが作動しない安全ピンを現場代理人Aの判断でY系列、Z系列とも抜いて作業を行っていた。

3 破袋機に、スクリューの起動を知らせる警報が設けられていなかったこと

破袋機に、スクリューの起動を知らせるブザー等の警報が設けられていなかったため、作業者Bは、突然、スクリューが回転し始めた際に逃げることができず、巻き込まれた。

対策

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

1 操作盤の起動スイッチを埋頭型の構造とすること

操作盤の正転ボタン、逆転ボタン等の起動スイッチを埋頭型とし、作業者が誤って触れても起動しにくい構造とする。また、停止ボタンは突出型とし、非常停止ボタンは作業者が必要なときに容易に操作できるように大きなボタンのものとし、ボタンの周囲には外周カバー等を設けないようにする。

2 操作盤に設けられた安全ピンを使用するように作業者に徹底すること

操作盤に設けられた安全ピンを使用し、正転ボタンや逆転ボタンを誤って押してもスクリューが作動しないようにして作業を行わせる。

3 破袋機に、スクリューの起動を知らせる警報を設けること

破袋機に、スクリューの起動を知らせるブザー等の警報を設けるとともに、作業中にブザーが鳴った際は、直ちに退避することを作業者に徹底する。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

全産連労災発生情報 No.202110-1 「点検整備中に高所から墜落して死亡」

【新聞記事】

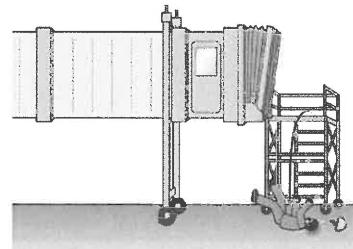
が119番した。
因を調べている。同僚
棄物施設の点検整備中
だつた。落ト原因や死
落した。約3時間後に転
救出されたが、死亡が
ベルトコンベヤーに転
確認された。数以下の
点検整備中に
男性転落死亡
産廃施設

※事故発生場所や時期等を特定されることがないよう黒塗りを施しています。

| | |
|-------------|---------|
| 災害の種類（事故の型） | 墜落・転落 |
| 被害者数 | 死亡者数：1人 |

【類似事故】

空港のボーディングブリッジの 点検中に墜落し死亡



発生状況

この災害は、空港のボーディングブリッジの定期点検中に発生したものである。

当該空港の各スポットに設置されている全てのボーディングブリッジ（旅客搭乗橋）は、3か月ごとに定期点検されていて、その作業は深夜に行われていた。

当日午後8時30分に、被災者ら作業者4名は、空港から点検作業を受託した会社に集合し、作業責任者から当日の作業内容についての指示が次のようになされた。

(1) 國際線のメンテナンス作業を開始する。

(2) 被災者と同僚1名が電線ケーブルの修正作業を行う。

(3) 他の会社の2名はブリッジのトンネル部分とヘッドカーテンのグリスアップを行う。

この後、会社から現場となる空港に移動し午後10時過ぎに到着した。

空港へ到着後、メンテナンスの対象となるスポットのボーディングブリッジを見ながら再度当日の作業内容と保護具の着用確認を行って作業に着手し、0時までそれぞれの作業を遂行した。

翌日となる0時から1時まで休憩をとった。その後、被災者はボーディングブリッジ先端のブリッジヘッドと呼んでいる部分にあるローラーカーテンのカーテン巻取り軸ペアリングヘグリスアップ（給脂）する作業の準備に取りかかった。

1時40分頃、被災者はグリスアップ作業の準備を行っていた。同僚は後ろ向きになる形でボーディングブリッジの走行タイヤブレーキの点検作業を行っていた。突然背後で「ドサッ」という音がしたので振り返ってみると、被災者がボーディングブリッジの右側に寄せてある移動式足場の昇降部のたもとに倒れていた。

その後、被災者は、救急車で病院に移送され入院していたが、翌日に容態が悪化して意識不明となり、2週間後に死亡した。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

1 足場の最上段から墜落したこと

目撃者がいないため被災者の直前の作業の内容は不明であるが、

- (1) 被災者が病院で「足場から降りようとして振り向いたときにバランスを崩して墜落した」と話していた。
- (2) ローラーカーテンのカーテン巻き取り軸を囲う扉が開放され、そこに移動式足場が横づけされていた。
- (3) 3か月点検の項目にはカーテン巻き取り軸のバネの損傷具合を目視する項目があった。

これらの状況から判断すると、まず被災者は移動式足場の最上段に上ってカーテン巻き取り軸を囲う扉を開けて中の状態を目視点検した。この後、足場の下に降りようとしたときに、足場最上段(2.2mの高さ)の手すりの無い部分から墜落したものと推定される。

なお、移動式足場は、航空会社所有のもので昇降路の両側および最上段の両側には、高さが90cm(中さん付き)の手すりが取り付けられていたが、最上段の1方向には手すりが設けられていなかった。

2 作業手順の打ち合わせが不十分であったこと

作業開始前に、その日の作業内容の打ち合わせを行っていたが、作業に使用する機器材およびその安全性、安全帯の準備等についての打ち合わせや指示はなかった。

なお、移動用足場は、航空会社の所有で本来航空機の点検に使用されているものであったが、以前よりボーディングブリッジのメンテナンスを行うときには借用していた。

3 指揮命令系統が不明確であったこと

このメンテナンス作業は、当日の作業責任者の会社が請け負い、被災者の会社および他の2社が下請けとして入っている形であった。当日も2社から社長がきて作業を行うなど作業指揮命令系統等についても明確でないまま作業が継続されていた。

対策

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

1 作業用足場の安全を確保すること

高所で作業を行う場合には、墜落・転落を防止するための安全な足場(作業床)を確保することが必要である。

移動式足場等を使用する場合には昇降時および最上段での作業時に転落等のおそれがないように手すり等を完備したものを使用する。(安衛則第518～521条)

なお、移動式足場等は、使用する会社がその作業に専用のものとして製作したものが望ましい。やむを得ず他の所有者のものを借用する場合には、転落等を防止するための手すり措置等が完備していることを確認し、不適切なものは使用しない。

2 安全衛生教育を実施すること

高所で作業を行う者に対しては、安全足場の確保、やむをえない場合の安全帯・保護帽など保護具の使用、移動式足場の安全措置等について繰り返して安全衛生教育を実施する。

また、作業の責任者は、これらについて作業開始前に明確に指示するとともに、その履行状況を確認する。

3 作業計画と指揮命令系統を明確にすること

安全な作業を遂行するためには、安全な作業計画、作業方法・手順を明確に指示するとともに、作業および安全衛生についての指揮命令系統を明確にしておく必要がある。

そのためには、作業者の安全衛生を確保する義務は直接の事業者にあるのか、あるいは請負契約をした事業者にあるのか等を明確にし、その責任者が安全衛生を確保するための各種の措置を確實に履行する。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

全産連労災発生情報 No.202110-2 「焼却作業中に着衣に引火し、やけど」

【新聞記事】

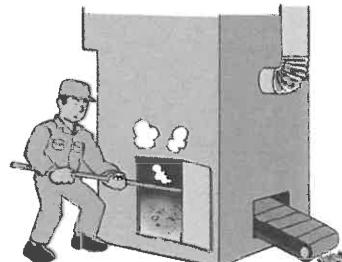
●産業廃棄物処理工場で従業員がやけど
●産業廃棄物処理業者
●工場敷地内で、従業員の男性が重度のやけどを負った。
●病院に運ばれた。
●事故原因を調べている
る。署によると、男性は廃棄物の焼却作業中に着衣に引火しきられる。

※事故発生場所や時期等を特定されることがないよう黒塗りを施しています。

| | |
|-------------|-----------|
| 災害の種類（事故の型） | 高温のものとの接触 |
| 被害者数 | 休業者数：1人 |

【類似事故】

産業廃棄物焼却炉の集じん装置を点検中、焼却灰が飛散し火傷



発生状況

この災害は、産業廃棄物を焼却処理する施設の集じん装置を点検しているときに発生したものである。

Z社では、産業廃棄物処分業の許可を受けて、金属屑、プラスチック、ガラス等を含む廃棄物を焼却し、焼却灰を分別して金属等を回収している。

災害発生当日、職長Aと作業者B、Cの3人は、午前7時に出勤し、前日からの夜勤者と業務の引継ぎを行った後、AとBは焼却炉等施設の運転作業を行い、Cは焼却灰の分別作業を行っていた。午後になって集じん装置の焼却灰排出口から排出されるべき焼却灰の量が極端に少ないとCが気づき、さらに、午後3時頃、Aは、Cから「焼却灰がまったく出ていない」という報告を受けた。

そこで、Aは、ベルトコンベアを停止して廃棄物の投入を止めるとともに、焼却炉の火を消した。約30分後に、A～Cが集じん装置の点検のため焼却灰の排出口付近に集まつたところ、突然、焼却灰が集じん装置内で落下し、排出口から大量の焼却灰が流出、飛散した。3人はその灰をかぶり、火傷を負った。3人がかぶった焼却灰の温度は、400～500°Cであった。

災害が発生した集じん装置は、約1ヶ月前にフィルターを交換した際に、集じん装置を製造した業者の保守点検を受けていたが、その後は点検を行っていないかった。また、Z社では、焼却炉、集じん装置等、施設の点検マニュアルを作成していないかった。

Z社では、施設の運転中に不具合が生じた場合等の非常作業についての作業手順書を作成していなかった。また、高温部分に接近する場合に必要な耐熱服等火傷防止のための保護具を備え付けていなかったため、A～Cの3人は通常の綿製長袖の作業服上下のまま、集じん装置の点検を行おうとしていた。

なお、Z社では、作業者に対する安全衛生教育、KYT、職長教育等を行っていなかった。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 Z社が、焼却炉、集じん装置等、施設の点検を十分行っていなかったこと。
Z社では、焼却炉、集じん装置等、施設の点検マニュアルを作成しておらず、業者の保守点検を受けた以外、自社では点検を行っていなかった。
- 2 非定常作業の作業手順書を作成していなかったこと。
Z社では、焼却灰がつまった場合等の非定常作業についての作業手順書を作成していなかった。
- 3 火傷防止のための保護具を備え付けていなかったこと。
Z社では、高温部分に接近する作業に必要な耐熱服等、火傷防止のための保護具を備え付けていなかった。
- 4 安全衛生教育等を実施していなかったこと
Z社では、作業者に対する安全衛生教育、K Y T、職長教育等を行っていなかったため、作業者の危険感受性が乏しかった。

対策

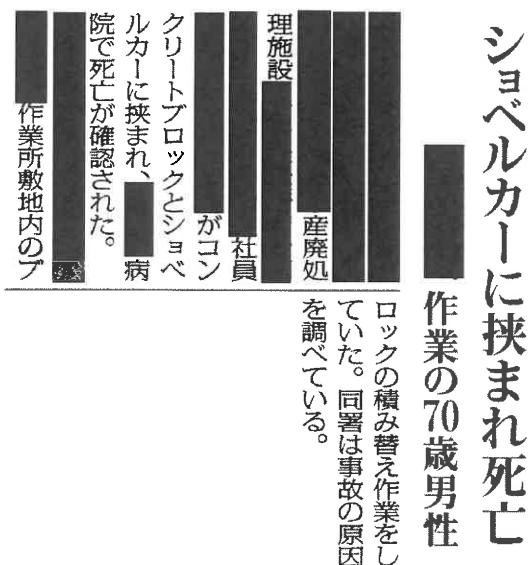
同種災害を防止するためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 焼却炉、集じん装置等、施設の点検マニュアルを作成し、毎日の作業開始前及び定期的に点検を行うこと
- 2 非定常作業についても作業手順書を作成し、関係者に周知徹底すること
- 3 高温部に接近する作業に備えて、耐熱服等、火傷防止のための保護具を備え付けておき、作業者に確実に着用させること
- 4 作業者に対し、安全衛生教育、K Y T、職長教育を行い、廃棄物の焼却処理作業での安全衛生を徹底すること

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

全産連労災発生情報 No.202111-1 「ショベルカーに挟まれ死亡」

【新聞記事】

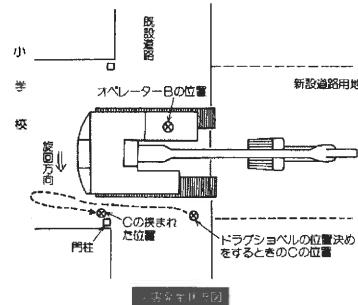


※事故発生場所や時期等を特定されることがないよう黒塗りを施しています。

| | |
|-------------------|--------------|
| 機械設備・有害物質の種類（起因物） | 建設機械（ショベルカー） |
| 災害の種類（事故の型） | はさまれ・巻き込まれ |
| 被害者数 | 死亡者数：1人 |

【類似事故】

ドラグ・ショベルと門柱の間に 挟まる



発生状況

この災害は道路新設工事において、ドラグ・ショベルが掘削作業を行う位置についた直後にドラグ・ショベルが旋回した際、作業者がドラグ・ショベルと隣接していた門柱との間に挟まれたものである。

本工事は農地の中に小学校の校門前まで幅 5m の舗装道路を設置するものであり、工事としては、

- [1] 道路用地の地面をドラグ・ショベルで深さ 55cm 剥離
- [2] ブル・ドーザーで整地
- [3] ロードローラーで路床を締め固め
- [4] 碎石を敷設
- [5] アスファルト舗装

を行うものである。災害発生当日には、校門近くの地面の掘削作業を行うことになっていた。

災害発生当日、午前 8 時ごろから現場監督の A、ドラグ・ショベルオペレーターの B、土木作業者の C の 3 人でミーティングを行い、A が当日の作業内容等について指示をした。この中で小学校の校門近くの掘削作業について、B がドラグ・ショベルを運転し、C がドラグ・ショベルが門柱に接触しないように誘導するとともに、作業半径内に小学生が入らないように監視することを指示した。

ミーティング終了後、A は B、C の 2 人に仕事をまかせ、他の現場に向かった。そこで、B は校門の門柱近くの掘削場所にドラグショベルを移動し、C の誘導により門柱に接触しないよう約 20 分ほどで位置決めを行った。この後、エンジン音で会話ができなかったため、B はエンジンを止めてから C にドラグ・ショベルの後方に行つて小学生がいないか確認してくれるよう頼み、再びエンジンを始動させた。このため、C はドラグ・ショベルの後方に向かったが、その後数分しても C から何の合図もないため、B はもう大丈夫だと判断し、後方を確認せずにドラグ・ショベルを旋回させた。このとき、ちょうど小学校の門柱のところを通りかかった C がドラグ・ショベルと門柱の間に挟まれた。

原因

- [1] ドラグ・ショベルと接触する恐れのある個所に被災者が立ち入ったこと。
- [2] ドラグ・ショベルの運転者が、周囲の状況を十分に確認することなく旋回を行ったこと。
- [3] 作業者間の連絡調整が十分に行われていなかったこと。

対策

- [1] ドラグ・ショベルの運転者は、運転を開始する前に、作業半径内に人がいないことを確認し、さらに警報を発するなどして運転の開始を知らせること。
- [2] 合図者と運転者は作業開始に先立ち、作業内容、合図方法等を打ち合わせておくこと。
- [3] ドラグ・ショベルに接触する恐れのある箇所については、作業前にトラロープ等により立入禁止にしておくこと。
- [4] 現場監督者は上記の事項について指示をしておくこと。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

全産連労災発生情報 No.202107-1 「ベルトコンベヤーに挟まる」

【新聞記事】

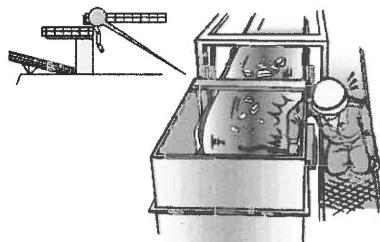
と全る剥ト従容に事がに業疑対故す付をするが作着(53)を認める意識がいる。ある中泥をローラーに左腕をハラントはまされでル性
と全る剥ト従容に事がに業疑対故す付をするが作着(53)を認める意識がいる。ある中泥をローラーに左腕をハラントはまされでル性
の建設廃材リサイクル会社は置せず、労働安全衛生法違反署設
を書類送検した。書類送検内容は
トコンベヤーのメンテナンスル
いなかつた疑い。作業を行わせる際、ベルトコンベヤーの非常停止装置を設置してや
同工場で、ベルトコンベヤーの非常停止装置を設置してや
はさまれ・巻き込まれ

※事故発生場所や時期等を特定されることがないよう黒塗りを施しています。

| | |
|-------------------|-------------|
| 機械設備・有害物質の種類（起因物） | 運搬機械（コンベヤー） |
| 災害の種類（事故の型） | はさまれ・巻き込まれ |

【類似事故】

コンクリート廃材の破碎プラントでベルトコンベヤーに巻き込まれる



発生状況

この災害は、建築物の解体工事等で発生したコンクリートをクラッシャーで道路舗装用の路盤材に再生する作業で発生したものである。

災害発生当日、被災者は、午前8時のミーティングに参加した後、始業点検を実施し、次いで、通常の作業手順で、ドラグショベル、破碎プラント、クラッシャー及びベルトコンベヤー等を運転状態として作業を始めたが、被災者はベルトコンベヤーの回転部分の磁選機に鉄筋が付着していることに気がつき、それを取り除こうとした。午前8時15分頃、被災者がベルトコンベヤーのところにある磁選機のところで手招きをしているのをドラグショベルを運転していた同僚が発見し、2次クラッシャー操作盤まで行き、ベルトコンベヤーのスイッチを切った。このとき、被災者は、磁選機ドラムとその周辺の鉄板の間に、右腕を肩のつけ根から挟まれていた。

直ちに救急車で病院に搬送したが、右腕切断による大量出血で死亡した。

被災者が、なぜベルトコンベヤーの磁選機ドラムに挟まれたかは目撃者がいないので不明であるが、破碎するコンクリートに混じっている鉄筋を取り除く作業があるため、それを行なっていて挟まれたものと推定される。

原因

この災害の原因としては、次のことが考えられる。

- 1 電源を切り、機械を止めてから鉄筋を除去するという基本手順を怠ったこと
- 2 磁選機ドラムのあるベルトコンベヤーの回転部分の覆い等の防護措置が設置されていなかったことと、機械が自動的に停止するリミットスイッチを備えていなかったこと。
- 3 ベルトコンベヤーを非常停止させるためのリモコンスイッチを携帯していなかったこと。
- 4 稼働中のベルトコンベヤー上の異物などを取り除く場合、電源を切って機械を止めた上で作業を行うなどの作業手順が作成されていなかったこと。

対 策

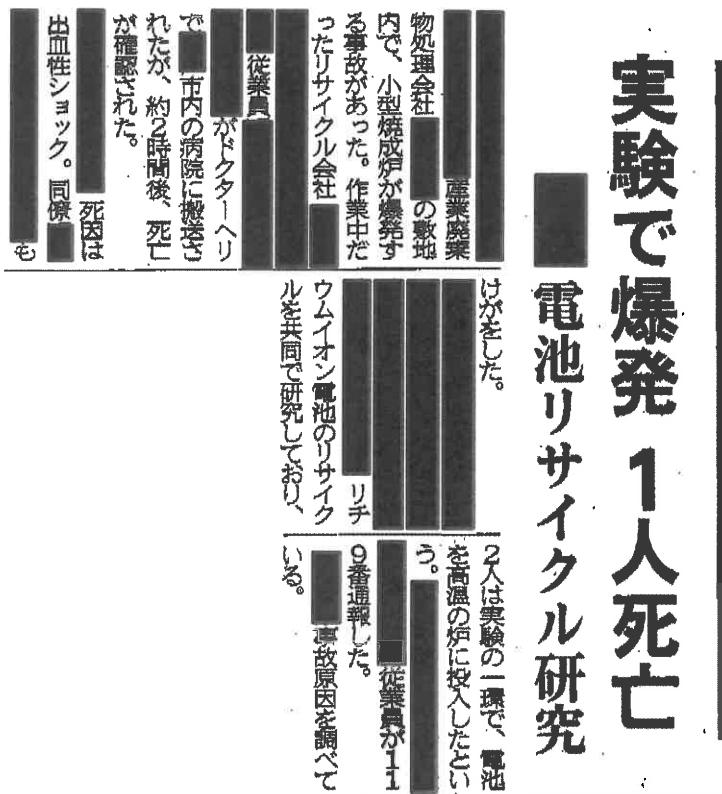
この災害は、建築物の解体工事等で発生したコンクリートをクラッシャーで道路舗装用の路盤材に再生する作業で発生したものであるが、同種災害防止のためには、次のような対策が必要である。

- 1 ベルトコンベヤーへの巻き込まれを防止するため、回転部分に覆い、囲い等を設けること。
 - 2 リモコンスイッチの取扱い等非常時の措置について十分な教育を実施し、また非常に実施できるよう訓練を行ふこと。
6.1
 - 3 安全管理体制を整備し、工場の機械設備の総点検を実施し安全装置の整備等を行うこと。
 - 4 工場内の危険作業を選び出し、各作業ごとに作業手順書を作成して周知すること。
 - 5 作業者に対して雇入れ時の安全衛生教育及び危険有害作業へ配置換えするときの特別教育を実施すること。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

全産連労災発生情報 No.202110-3 「リチウムイオン電池の焼却実験中に爆発し死亡」

【新聞記事】



※事故発生場所や時期等を特定されることがないよう黒塗りを施しています。

| | |
|-------------------|-----------------------------|
| 機械設備・有害物質の種類(起因物) | 爆発性の物等 |
| 災害の種類（事故の型） | 爆発 |
| 被害者数 | 死亡者数：1人 負傷者数：1名（けがの程度不明） |

| 月 | 日 | 主催・事業・行事 | 場 所 | 内 容 |
|---|----|-------------------|----------------|---|
| 1 | 12 | 和産協:支部研修会 | 和歌山商工会議所 | 和歌山支部、有田・海南支部研修会 |
| 1 | 13 | 和産協:支部研修会 | 粉河ふるさとセンター | 紀北支部研修会 |
| 1 | 20 | 和産協:支部研修会 | 東牟婁振興局 | 紀南支部研修会 |
| 1 | 21 | 和産協:支部研修会 | 上富田文化会館 | 御坊・田辺支部研修会 |
| 1 | 22 | 災害廃棄物意見交換会 | 大阪協会 | 災害廃棄物 近畿地域協議会意見交換会 |
| 1 | 22 | 近畿ブロック:青年部幹事会 | Web会議 | 令和2年度 第5回幹事会 |
| 1 | 26 | 和歌山県地区政治連盟理事会 | 協会会議室 | 令和3年 和歌山県地区政治連盟 第1回理事会 |
| 2 | 2 | 和産協:青年部会役員会 | 協会会議室 | 令和2年度 第4回役員会 |
| 2 | 5 | 全産連:責任者会議 | Web会議 | 令和2年度 第2回全国正会員事務局責任者会議 |
| 2 | 9 | 全産連:政治連盟 | Web会議 | 全国産業資源循環連合会政治連盟 第53回理事会 |
| 2 | 9 | 日廢振センター:許可講習会試験 | プラザホーフ | 収運更新、特責 |
| 2 | 10 | 日廢振センター:許可講習会試験 | プラザホーフ | 収運更新、特責 |
| 2 | 17 | 和産協:常任理事会 | 協会会議室 | 令和2年度 第4回常任理事会 |
| 2 | 17 | 和産協:理事会 | 酒直ビル3階会議室 | 令和2年度 第4回理事会 |
| 2 | 18 | 和歌山県:災害廃棄物処理担当者会議 | みなべ町中央公民館 | 令和2年度 第2回和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会 |
| 2 | 25 | 和歌山県地区政治連盟総会 | 酒直ビル3階会議室 | 令和2年 和歌山県地区政治連盟 第1回総会 |
| 3 | 12 | 和産協:安全衛生研修会 | 和歌山商工会議所 | 労働災害事例研修会(紀北) |
| 3 | 18 | 和産協:安全衛生研修会 | 上富田文化会館 | 労働災害事例研修会(紀南) |
| 3 | 26 | 全産連:近畿地域協議会 | 和歌山県 | 全国産業資源循環連合会近畿地域協議会 |
| 3 | 31 | 全産連:政治連盟 | 書面決議 | 全国産業資源循環連合会政治連盟 第19回代議員会 |
| 4 | 14 | 和産協:青年部会勉強会 | 協会会議室 | 県循環型社会推進課との第1回勉強会 |
| 4 | 14 | 和産協:青年部会役員会 | 協会会議室 | 令和3年度 第1回役員会 |
| 4 | 27 | 和産協:常任理事会 | 協会会議室 | 令和3年度 第1回常任理事会 |
| 4 | 27 | 和産協:理事会 | 酒直ビル3階会議室 | 令和3年度 第1回理事会・会計監査 |
| 5 | 18 | 全産連:災害廃棄物委員会 | Web会議 | 令和3年度 第1回災害廃棄物委員会 |
| 5 | 28 | 近畿ブロック:青年部幹事会 | Web会議 | 令和3年度 第1回幹事会 |
| 5 | 28 | 近畿ブロック:青年部総会 | 書面決議 | 令和3年度 通常総会 |
| 6 | 8 | 和産協:臨時理事会 | ダイワロイネットホテル和歌山 | 会長、代表理事、各種委員会委員の選任 |
| 6 | 8 | 和産協:総会 | ダイワロイネットホテル和歌山 | 第9回通常総会 |
| 6 | 8 | 和産協:青年部会役員会 | ダイワロイネットホテル和歌山 | 令和3年度 第2回役員会 |
| 6 | 8 | 和産協:青年部会総会 | ダイワロイネットホテル和歌山 | 第9回青年部会総会 |
| 6 | 16 | 和産協:海上パトロール | 紀北・中紀地域沿岸 | 不法投棄防止海上パトロール |
| 6 | 17 | 全産連:青年部協議会総会 | Web会議 | 第22回通常総会 |
| 6 | 18 | 全産連:総会 | Web会議 | 第11回定時総会 |
| 6 | 18 | 全産連:政治連盟 | Web会議 | 全国産業資源循環連合会政治連盟 第54回理事会 |
| 6 | 24 | 和産協:巡回パトロール | 和歌山市 | 不法投棄防止巡回パトロール |
| 6 | 27 | 和産協:クリーンアップキャンペーン | 和歌山市・田辺市 | 第23回クリーンアップキャンペーン(浜の宮、天神崎海岸)新型コロナ感染防止のため、中止 |
| 7 | 8 | 和産協:研修会 | プラザホーフ | 産業廃棄物処理実務者研修会 |
| 7 | 9 | 全産連:近畿地域協議会 | 滋賀県 | 全国産業資源循環連合会近畿地域協議会 |
| 7 | 15 | 故目良会長叙勲受章 | 協会会議室 | 旭日単光章授与・伝達式 |
| 7 | 16 | 全産連:事務局責任者会議 | Web会議 | 令和3年度 第1回全国正会員事務局責任者会議 |
| 7 | 16 | 近畿ブロック:青年部幹事会 | Web会議 | 令和3年度 第2回幹事会 |
| 7 | 21 | 和産協:安全衛生会議 | 協会会議室 | 安全衛生推進委員会 |
| 7 | 28 | 和産協:青年部会勉強会 | 協会会議室 | 県循環型社会推進課との第2回勉強会 |
| 7 | 29 | 和歌山県:災害廃棄物処理担当者会議 | 御坊商工会議所 | 令和3年度 第1回和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会 |
| 8 | 3 | 和産協:青年部会役員会 | 協会会議室 | 令和3年度 第3回役員会 |
| 8 | 3 | 日廢振センター:許可講習会試験 | プラザホーフ | 収運新規、収運更新 |
| 8 | 4 | 日廢振センター:許可講習会試験 | プラザホーフ | 収運更新、特責 |
| 8 | 19 | 和産協:常任理事会 | 協会会議室 | 令和3年度 第2回常任理事会 |
| 8 | 19 | 和産協:理事会 | 酒直ビル3階会議室 | 令和3年度 第2回理事会 |
| 8 | 31 | 全産連:近畿地域協議会 | Web会議 | 近畿地域協議会実務担当者会議 |
| 9 | 9 | 和産協:巡回パトロール | 高野町周辺 | 不法投棄防止巡回パトロール |

| | | | | |
|----|----|----------------------|-----------|-----------------------------------|
| 9 | 16 | 和産協:巡回パトロール | 田辺市周辺 | 不法投棄防止巡回パトロール |
| 9 | 17 | 近畿ブロック:青年部幹事会 | Web会議 | 令和3年度 第3回幹事会 |
| 10 | 1 | 和歌山県:ごみゼロキャンペーン | 和歌山県庁 | ゴミの散乱防止強化月間パトロール出発式 |
| 10 | 5 | 和産協:青年部会役員会 | 田辺市総合センター | 令和3年度 第4回役員会 |
| 10 | 6 | 全産連:災害廃棄物委員会 | Web会議 | 令和3年度 第2回災害廃棄物委員会 |
| 10 | 14 | 和産協:安全衛生研修会 | 和歌山商工会議所 | リスクアセスメント推進研修会 |
| 10 | 20 | 環境省・和歌山県・3R活動推進フォーラム | Web会議 | 第15回3R推進全国大会in和歌山 |
| 10 | 27 | 和産協:安全パトロール | 和歌山支部 | 相互安全衛生パトロール |
| 10 | 28 | 和歌山県:災害廃棄物処理 | みなべ町中央公民館 | 令和3年度 和歌山県災害廃棄物処理図上演習 |
| 11 | 9 | 和産協:安全パトロール | 御坊・田辺支部 | 相互安全衛生パトロール |
| 11 | 11 | 和産協:研修会 | プラザホープ | 電子マニフェスト操作体験研修会 |
| 11 | 12 | 大阪協会:さんぽいフォーラム | エル大阪 | 2050年CO ₂ に向けた脱炭素と資源循環 |
| 11 | 19 | 全産連:関東地域協議会女性部会 | Web会議 | 女性部会のつどい・松田会長講演「女性目線でSDGsを意識した取組」 |
| 11 | 22 | 全産連:災害廃棄物委員会 | Web会議 | 令和3年度 第3回災害廃棄物委員会 |
| 11 | 24 | 和産協:常任理事会 | 協会会議室 | 令和3年度 第3回常任理事会 |
| 11 | 24 | 和産協:理事会 | 酒直ビル3階会議室 | 令和3年度 第3回理事会 |
| 11 | 26 | 近畿ブロック:青年部幹事会 | Web会議 | 令和3年度 第4回幹事会 |
| 11 | 29 | 和産協:青年部会勉強会 | 協会会議室 | 県循環型社会推進課との第3回勉強会 |
| 12 | 8 | 全産連:近畿地域協議会 | 大阪協会 | 近畿地域協議会実務担当者会議 |
| 12 | 8 | 和産協:青年部会役員会 | 神通温泉 | 令和3年度 第5回役員会 |
| 12 | 8 | 和産協:青年部会研修会 | 神通温泉 | 安全衛生規程普及のための研修会 |
| 12 | 20 | 松尾副会長 県知事表彰受賞 | アバローム紀の国 | 和歌山県知事表彰(環境衛生の向上) |

8 編集後記

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には健やかに新春を迎えたこととお慶び申し上げます。

旧年中は協会運営に多大なるご支援ご協力を頂き誠にありがとうございました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、一年延長となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。大リーグでは二刀流の大谷翔平がMVPを満票で受賞し、プロゴルフ界でも海外メジャー大会のマスターズで松山英樹が全米女子オープンで篠生優花が優勝、大相撲では歴代最多45回優勝の白鵬が引退するなど、スポーツ界においては何かと話題の多い一年でした。そうした中、世界中で新型コロナウイルス感染症の猛威は収まらず、社会経済環境への大きな影響が避けられなくなっています。日本では、ワクチン接種が進み感染者が減少、緊急事態宣言がひとまず終わり少しながら明るい兆しも見えていますが、世界を見れば予断を許さない状況に変わりはなく、今後も厳しい状況が続くものと考えられます。引き続き、手洗い、消毒、マスク着用を習慣とした新型コロナウイルス感染症に対応した生活を心がけ、早期の完全なる終息を願うばかりです。

また、昨年7月3日に静岡県熱海市伊豆山地区において、局地的な大雨による大規模土石流（土砂約56,000m³、延長約1km、最大幅約120m）が発生し、棟数128棟（135世帯）、死者26名、行方不明者1名が被害に遭うという土砂災害となりました。この大規模土石流の発生要因の一つとして、盛り土の問題が取り上げられ、国土交通省でも崩壊リスクのある盛り土の全国調査を行うこととなりました。このような新たな要因を含んだ大規模災害は、いつどこででも起こりうるものであり、協会としても今まで以上に関係行政機関との連携を深めるとともに、会員相互の認識を高め、災害時に備えた対応を進めていかなければならぬと思います。

最後になりましたが、今年こそは新型コロナウイルス感染症に負けない明るい話題が多い年となることを期待し、会員の皆様のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げますとともに、今後とも協会の運営にご支援ご協力をお願い申し上げます。

じゅんかん わかやま VOL. 47

令和4年1月

発行人 松田 美代子
企画・編集 和田 年晃
発行所 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
〒640-8150
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>
E-mail wasanpai@sanpai.com
印 刷 和歌山県海南市築地6-24
有限会社 かさい
TEL 073-482-1647